

千葉市環境基本計画 資料編

令和3年8月

目 次

資料編

1	市政の概況.....	1
（１）	位置・地勢	1
（２）	気候	1
（３）	人口	2
（４）	世帯数.....	3
（５）	産業	3
（６）	公共交通.....	4
（７）	自動車.....	4
（８）	各区の特徴	5
2	前計画の進捗状況.....	7
（１）	前計画の概要	7
（２）	前計画の進捗.....	8
（３）	指標に基づく前計画の点検・評価.....	11
（４）	アンケート結果概要.....	12
3	環境基本計画策定の経緯.....	17
（１）	策定の経緯	17
（２）	諮問・答申	18
（３）	パブリックコメントの概要.....	20
（４）	各種意見聴取.....	21
（５）	各種アンケート結果.....	24
4	千葉市環境審議会委員 委員名簿	43
（１）	環境審議会委員（令和３年７月時点）	43
（２）	環境基本計画専門委員会委員	44
（３）	大気環境目標値専門委員会委員	44
5	千葉市環境基本条例	45
6	用語集	51

1 市政の概況

(1)位置・地勢

本市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京都心から東に約 40km に位置します。成田国際空港や木更津市、九十九里浜からそれぞれ約 30km の距離にあります。また、鉄道や幹線道路の結節点として県内の交通の要衝となっています。

市面積は約 272km² で、地形は花見川などの河川によって刻まれた低地と台地、東京湾沿いに広がる約 34km² の埋め立て地に大別されます。

全体的に平坦な地形で、内陸部には緑豊かな自然環境が残されており、延長約 42km に及ぶ海岸線や 13 の河川を擁しています。大都市でありながら住宅地と農村地域が両方存在し、緑と水辺に恵まれていることが特徴です。



(2)気候

本市の平均気温等の経年変化を見ると平均気温は若干の上昇、真夏日の日数及び熱帯夜の日数については増加傾向にあり、地球温暖化の影響が懸念されます。

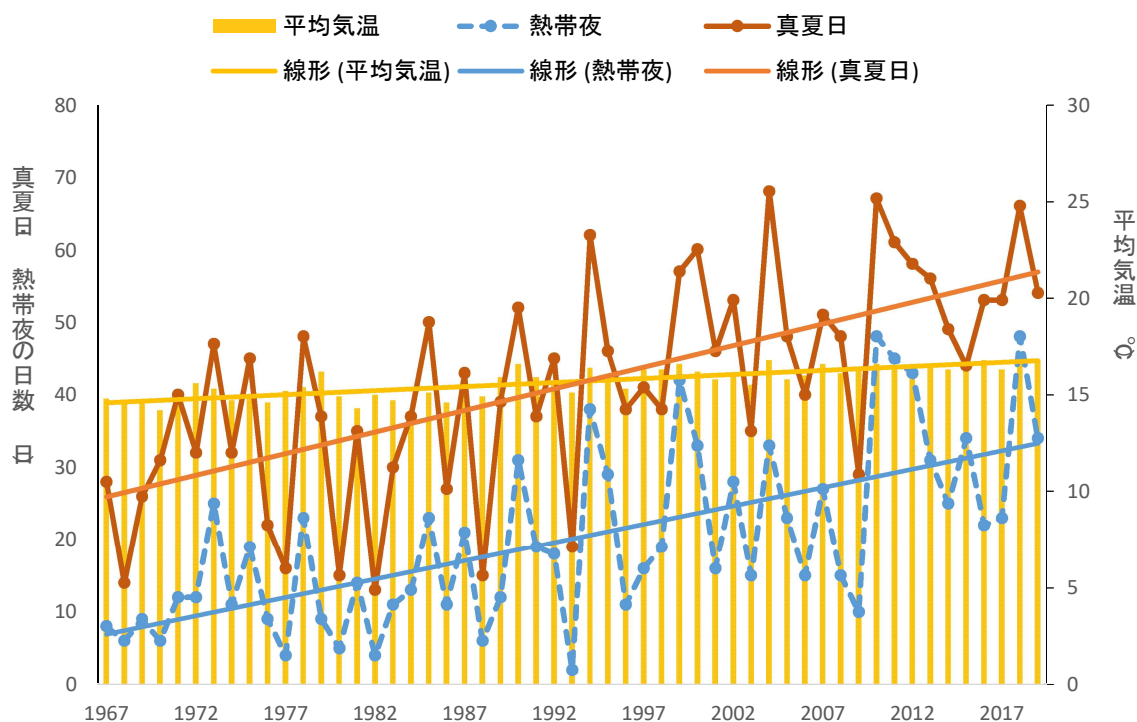


図 1-1 平均気温・真夏日・熱帯夜の日数・平均気温の推移 (1967～2020 年)

資料：気象庁

(3)人口

本市における人口は、上昇傾向にあり、2019年10月現在の千葉市統計書における本市の人口は980,203人です。年齢別人口は年少人口、生産年齢人口が減少傾向、老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。

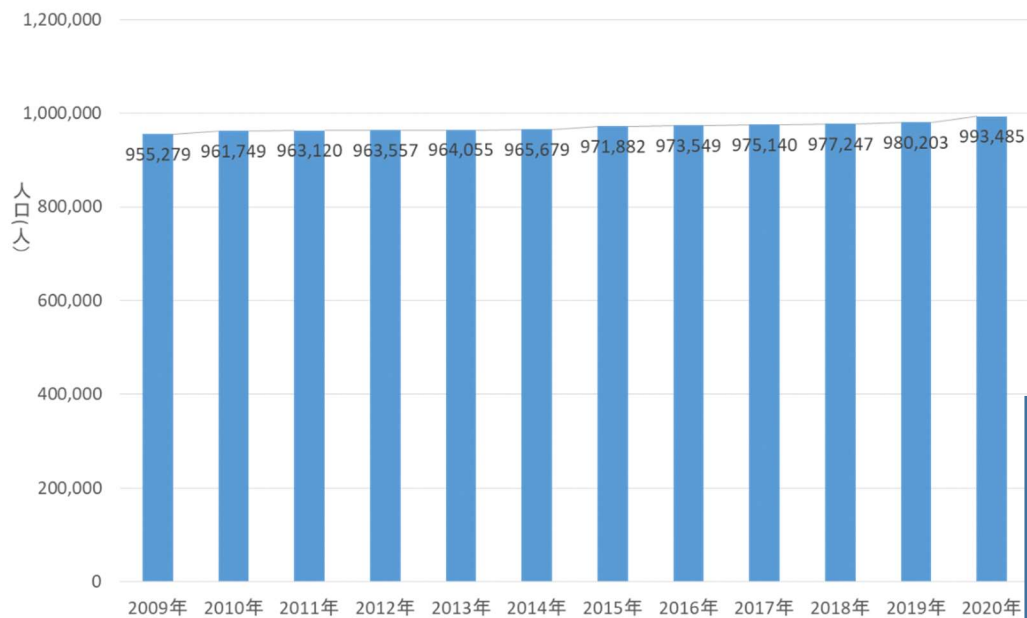


図 1-2 千葉市人口の推移
資料：千葉市統計書(令和2年度版)

人口推計
の将来予
測などを
追記予定

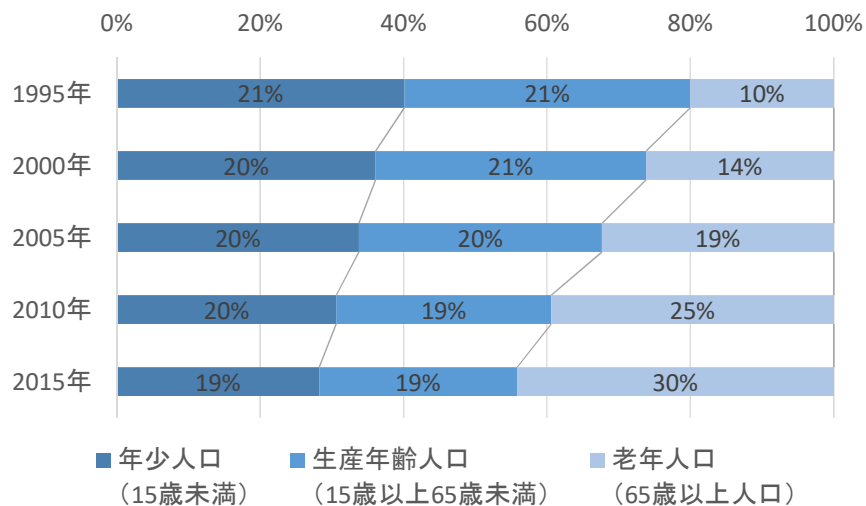


図 1-3 年齢別人口の推移
資料：千葉市統計書(令和2年度版)

(4)世帯数

2019年10月現在の千葉市統計書における本市の世帯数は441,258世帯で、世帯あたり人員は2.22人/世帯です。世帯あたり人員が減少傾向にあり、世帯数は核家族化の進行により増加傾向にあります。

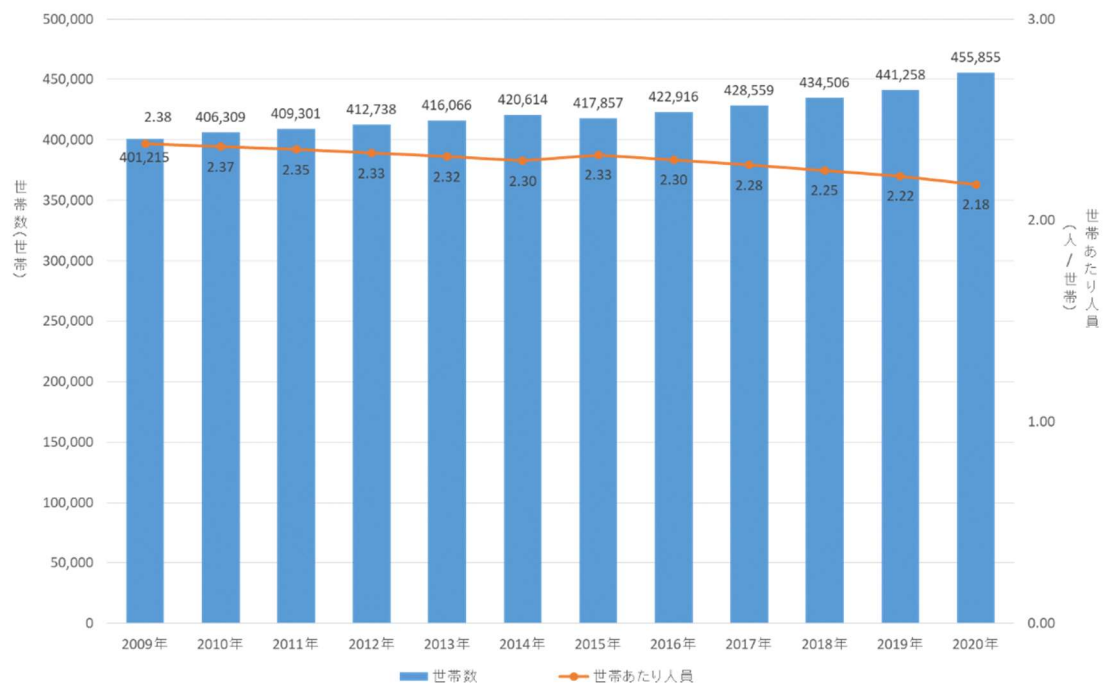


図 1-4 世帯及び世帯あたり人員数の推移

資料：千葉市統計書(令和2年度版)

(5)産業

本市の就業者総人口は2005年度と比較すると減少していますが、2010年度からは微増となっています。

2015年度の産業分類別就業者の構成比は第1次産業（農林業）が1%、第2次産業（建設、製造業など）が19%、第3次産業（小売、サービス業、医療・福祉など）が80%で、本市における第3次産業の占める割合の大きさがうかがえます。

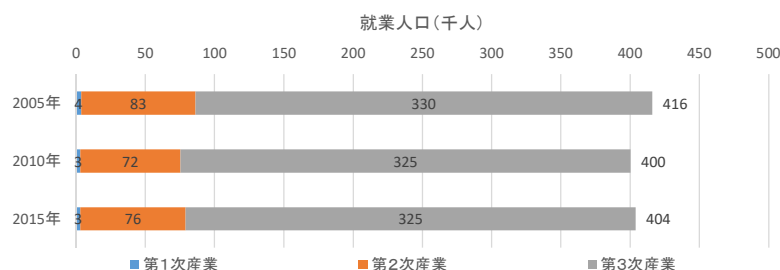


図 1-5 産業分類別就業人口の推移

資料：千葉市統計書(令和2年度版)

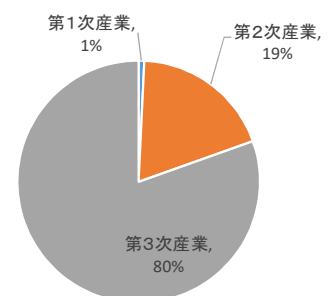


図 1-6 産業分類別就業者の構成比

(6) 公共交通

本市には鉄道、モノレール、バス等の路線が中心部から各方面に向けて張り巡らされており、新型コロナウイルス感染拡大以前の利用者数は増加傾向にありました。市内の駅の数 は JR 線が 18 駅、京成電鉄が 13 駅、モノレールが 18 駅です。



図 1-7 鉄道の日平均乗客人数の推移

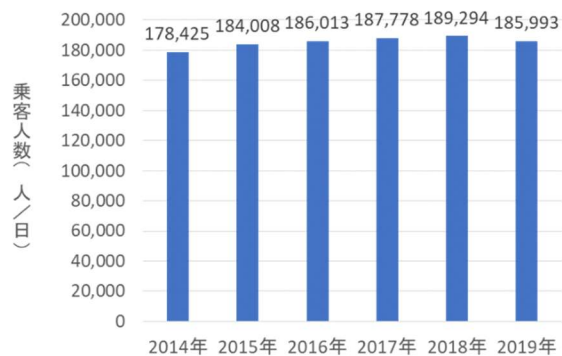


図 1-8 路線バスの日平均乗客人数の推移

資料：千葉市統計書(令和2年度版)

(7) 自動車

本市における自動車保有台数は増加していましたが、2018年度から2019年度にかけて減少しています。内訳は乗用車が最も大きくなっています。

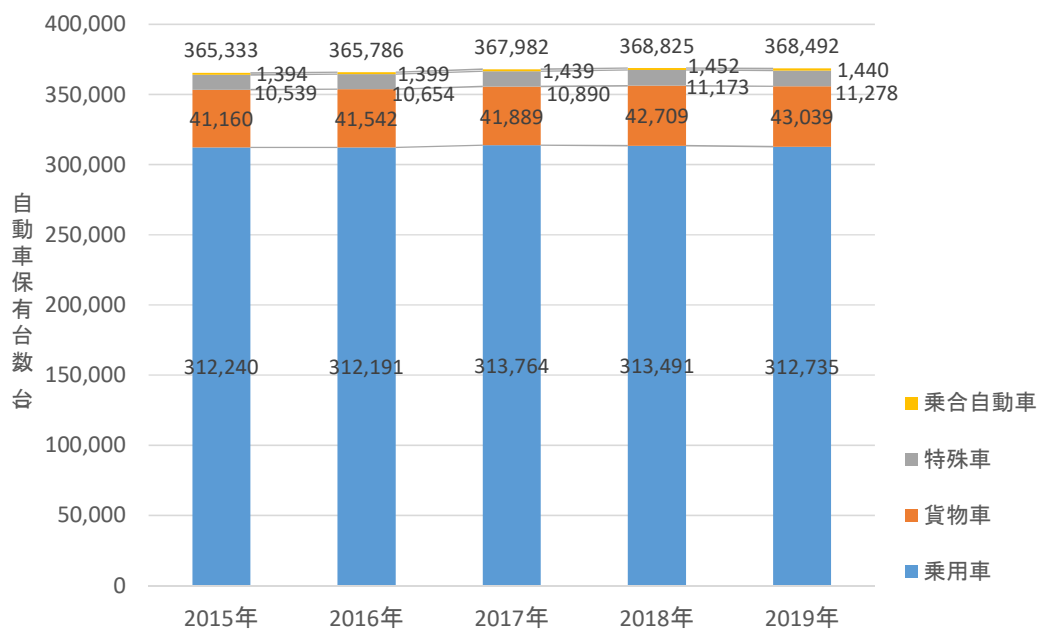


図 1-9 自動車保有台数の推移

資料：千葉市統計書(令和2年度版)

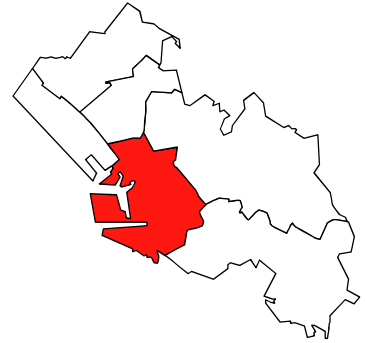
(8)各区の特徴

本市は平成4（1992）年4月に、全国で12番目の政令指定都市となり、6つの区を設置しました。各区には、それぞれ地域の特徴があります。

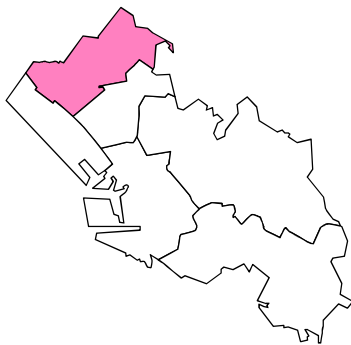
（作業コメント）（仮称）千葉市基本計画に合わせて修正を検討

1)中央区の特徴

中央区は、県都・千葉市の中央に位置し、大正10年（1921年）1月1日の市制施行以来、政治・経済・文化の中心地として発展してきました。千葉駅周辺では、千葉駅周辺の活性化グランドデザインに基づき、千葉駅駅ビルの建替えに伴う西口・東口の再開発事業、中央公園・通町公園の連結強化と賑わい創出、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を進めています。川崎製鉄の操業など日本の高度成長を支える京葉工業の先駆けとなった地域である蘇我駅周辺とその臨海部における蘇我副都心では、商業、業務、スポーツ・レクリエーションなどの諸機能が集積するとともに、さらなる発展に向けたまちづくりが進められています。また、千葉みなと駅の西側の千葉中央港地区周辺には、千葉ポートタワーや千葉ポートパーク、県立美術館など、文化・レクリエーション施設が集積するほか、旅客船さん橋や港湾緑地の整備が進み、旅客船の運航やイベントが開催されるなど、本市の観光スポットのひとつとなっています。



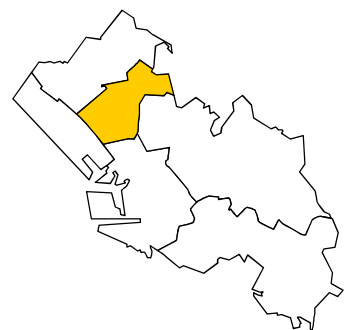
2)花見川区の特徴



花見川区は、市北西部に位置し、区北部は八千代市、区北東部は佐倉市及び四街道市、区西部は習志野市に隣接しています。区の名称にもなっている花見川は、本区を南北に貫き、印旛沼から八千代市、本区及び美浜区、そして東京湾へと流れ込んでおり、その川沿いは、雑木林、竹林、アシ、ススキ等の植生に恵まれ、市内でも有数の野鳥の生息地となっているほか、サイクリングロードが整備され、桜並木が点在し、市民の憩いの場となっています。また、戦後の日本経済復興を契機に、花見川団地をはじめとする大規模住宅団地の建設が進み、その周辺でも宅地化が進展しました。

3)稲毛区の特徴

稲毛区は市北西部に位置し、6区の中では2番目に小さな区ですが、人口は中央区、花見川区に続く第3位になっており、住宅の集積が進んでいます。内陸部の長沼・六方地区は工業用地が大部分を占め、千葉北ICに近く交通アクセスに優れているため、大手企業から中小企業まで多くの製造業や物流施設が立地しています。また、このエリアには、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）も立地しています。



4) 若葉区の特徴

若葉区は市北東部に位置し、面積では6区の中で最大、市域の約3割を占めています。佐倉市域を経て印旛沼へと流れ込む鹿島川流域を中心とする区東部地域には、御成街道や富田さとにわ耕園、千葉ウシノヒロバなどが位置しています。周辺は農業が盛んであり、農家数、経営耕地面積とも6区の中で最も多く、区内には農政センターが立地するなど、本市の農業生産をけん引するエリアとなっています。また、特別史跡である加曽利貝塚や縄文の森特別緑地保全地区をはじめ、緑地・里山・谷津田などの豊かな自然環境に恵まれており、泉自然公園や大草谷津田いきものの里、坂月川ビオトープなどでそうした自然に親しみ、触れ合うことができます。



5) 緑区の特徴



緑区は、市東南部に位置し、面積は6区の中で2番目に大きな区です。都川の上流部や村田川周辺には貴重な自然が残されているとともに、若葉区同様に農業が盛んであり、これらで構成される田園風景が広がっています。鎌取駅南部のおゆみ野や土気駅南部のあすみが丘においては、土地区画整理事業により計画的な街並みが形成され、宅地化や大型商業施設の進出により、現在も人口増加が続いています。

6) 美浜区の特徴

美浜区は、市北西部に位置し、区の全域が埋立てにより造成された地域です。昭和40年代後半に計画人口24万人の海浜ニュータウンの整備が始まり、計画的なまちづくりが進められました。区南西部は東京湾に面し、海浜部にはいなげの浜、検見川の浜、幕張の浜という総延長距離4.3kmと日本一の長さを誇る国内有数の人工海浜や、稲毛海浜公園、幕張海浜公園という大規模な海浜公園が整備され、魅力的な海辺の景観を有しています。1989年の幕張メッセオープンでスタートした幕張新都心は、「職・住・学・遊」の複合機能の集積が進み、就業者・居住者・就学者及び新都心への来訪者を合わせ日々約23万人の人々が活動するまちとなっています。



2 前計画の進捗状況

(1) 前計画の概要

前計画は「千葉市環境基本条例」(1994年12月)に掲げられた目的・基本理念の実現に向けて、2011年に策定しました。計画期間を2011年度から2021年度とし、策定当時の国内外の動向や本市の環境の状況などを踏まえ、各種施策・事業などを推進して環境の保全及び創造を図りました。

環境基本条例の基本理念及び施策の基本方針を受けて望ましい環境都市の姿を「豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ」とし、この望ましい環境都市の姿を実現するために、5つの目指す環境像を定めました。

また、5つの環境像それぞれに対して、その実現のために達成すべき基本目標を定めました。基本目標ごとに目標達成に向けた施策の方向性を定め、数値として把握できるものについては定量目標及び点検・評価指標の項目を設定しました。

〔参考〕環境基本計画における現行計画の体系

現行計画では、本市の目指す望ましい環境都市の姿『豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまち』への実現に向け、5つの目指す環境像と20の基本目標を設定しています。

また、それぞれに指標が設定され、進捗を管理しています。



図 2-1 前計画の体系

(2)前計画の進捗

前計画では、基本目標の達成のために実施した施策・事業などがどの程度効果を発揮しているかを数値で客観的に評価し、進捗状況を把握するために定量目標を定めました。また、定量目標の設定が難しい基本目標についても、具体的な目標数値を持たない点検・評価指標を設定し、施策・事業などの実施状況とあわせ、数値を毎年度把握し評価する進行管理の仕組みを設けました。

定量目標及び点検・評価指標の取組状況については、2011年度と2019年度の数値を比較しています。定量目標については、目標を達成している項目を「達成」、そうでない項目を「未達成」として進捗を評価しました。点検・評価指標は改善した項目を「向上」、変化が無い項目を「維持」、悪化している項目を「後退」として進捗を評価しました。

環境像	基本目標	定量目標及び点検・評価指標（環境白書）											目標値 （目標年度）	評価
		項目	単位	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
1・エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	エネルギーを環境にやさしく利用する。	温室効果ガス排出量(家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門)	千t-CO2	16,880	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		温室効果ガス排出量(民生部門)	千t-CO2	-	4,645	4,377	4,312	4,259	-	-	-	-	-	-
		温室効果ガス排出量(全部門)	千t-CO2	-	-	-	-	-	15,754	-	-	-	13,677 (2030年度)	未達成
		公共交通機関利用者数	千人	704	722	746	743	760	769	779	790	785	-	維持
		CASBEE(建築環境総合性能評価システム)による省エネ建築物数	件数(累計)	28	67	109	141	158	189	226	259	299	-	改善
		自転車専用通行帯整備延長	km(累計)	4.1	6.1	8.1	16.7	17.1	28.6	31.3	35.4	39.8	-	改善
		公共建築物の木工事費・金工事費に占める割合	千円 %	19,439 2.1	16,287 1.3	19,152 1.3	15,244 1.1	151,385 5.6	15,430 2.4	14,285 0.8	86,423 4.0	78,576 3.3	- -	改善
	再生可能エネルギー、未利用エネルギーを活用する。	再生可能エネルギーの活用	kW	4,219	6,206	10,767	13,837	16,317	18,626	19,131	19,836	20,567	-	改善
		未利用エネルギーの活用	kW	30,490	30,490	30,490	30,490	30,490	30,490	29,150	17,170	17,170	-	後退
		太陽光発電設備設置件数(助成件数)	件	413	481	606	568	521	475	104	136	129	-	後退
		太陽熱利用給湯システムの利用件数(助成件数)	件	-	18	10	7	6	1	0	1	0	-	後退
		屋上壁面緑化助成件数	件	-	0	2	0	0	0	1	0	0	-	後退
	進捗対策を推進する。	熱帯夜の年間発生日数	日	46	43	31	25	34	22	23	48	34	-	維持
2・資源を効率的・循環的に利用したまち	資源の効率的・循環的な利用	一般廃棄物再生利用率	%	32.0	31.5	32.2	33.4	32.6	33.3	32.6	33.4	31.6	35 (2021年度)	未達成
		産業廃棄物再生利用率	%	53.9	52.7	50.2	52.7	48.8	46.3	49.2	50.1	-	-	維持
	廃棄物の発生抑制	一般廃棄物焼却処理量	千t	265	265	263	251	253	246	244	241	243	-	維持
		一般廃棄物総排出量	千t	384 701	386 694	385 689	369 642	367 641	359 627	351 616	353 608	345 617	368 (2021年度)	達成
		産業廃棄物排出量	千t	3,854	3,980	3,985	3,925	4,460	4,168	4,006	4,065	-	-	維持
	廃棄物の適正な処理	一般廃棄物最終処分量	千t	29.6	30.9	25.5	21.0	21.5	20.6	19.7	20.1	18.4	-	改善
		産業廃棄物最終処分量	千t	33	44	48	49	54	51	52	53	-	-	後退
		一般廃棄物不法投棄件数	件	1,993	2,258	2,430	2,171	2,162	2,175	2,399	3,027	1,970	-	改善
		産業廃棄物不法投棄件数	件	8	19	15	8	7	7	9	4	3	-	改善
3・自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	豊かな生物多様性と健全な生態系を確保する。	森林面積	ha	4,482	4,362	4,362	4,343	4,287	4,225	4,202	4,190	-	4,381 (2021年)	未達成
		貴重な生物の生息量 (オタマ、カエル卵塊、特定外来生物)	匹	952	852	643	994	1,205	867	1,159	1,088	919	-	維持
			個	99	380	705	826	592	547	730	1,475	723	-	
			頭	2	3	5	4	17	25	18	47	38	-	
		里山地区の数	か所	3	4	4	4	4	4	4	4	4	6 (2021年度)	未達成
		谷津田の保全面積	ha	40.36	44.06	46.35	47.94	50.68	53.34	56.03	59.26	61.54	69.81 (2021年度)	未達成
	豊かな緑と身近な自然を確保する。	多自然護岸整備川河等の延長	m(累計)	9,347	10,144	11,484	12,072	12,114	12,434	13,148	13,428	13,644	-	改善
		市民緑地の数・面積	か所	16	17	18	18	19	19	19	19	18	-	維持
			ha	19.4	20.2	20.7	18.8	19.5	20.0	20.0	20.3	19.9	-	
		親しみのある水辺に整備した護岸の延長	m(累計)	18,940	19,737	21,077	21,665	21,707	22,027	22,741	23,021	23,237	-	維持

環境像	基本目標	定量目標及び点検・評価指標（環境白書）											目標値 （目標年度）	評価	
		項目	単位	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019			
3・自然と人間の調和・共存した快適で安全なまち	3・良好な景観を保全する。	特別緑地保全地区の数・面積	か所 ha	11 51.3	13 61.1	13 61.1	13 61.1	13 61.1	13 61.1	13 61.1	13 61.1	13 61.1	—	維持	
		市民農園箇所数・利用者数	か所 人	30 1,555	32 1,578	33 1,734	35 1,836	36 1,786	36 1,826	35 1,683	35 1,674	36 1,372	— —	維持	
	3・自然とふれあう。	市民緑地の維持管理団体数	団体(累計)	17	18	19	19	20	21	21	21	20	—	維持	
		自然観察会等参加者数・開催数	人 回	507 28	667 28	499 24	640 27	552 28	668 24	779 25	778 24	626 20	— —	後退	
		親水性施設整備箇所数	か所数(累計)	10	11	12	12	12	12	12	12	12	—	維持	
		大規模な公園の利用者数	千人	2,913	3,202	3,111	3,148	3,050	3,275	3,292	3,102	3,006	—	維持	
		4・健康で安心して暮らせるまち	4・空気のきれいを確保する。	一般：二酸化窒素(NO2)	達成率%	95 (19/20)	85 (11/13)	92 (12/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100
一般：二酸化硫黄(SO2)	達成率%			100 (20/20)	100 (9/9)	100 (9/9)	100 (9/9)	100 (9/9)	100 (9/9)	100 (9/9)	100 (9/9)	100 (9/9)	100	達成	
一般：浮遊粒子状物質(SPM)	達成率%			100 (20/20)	100 (13/13)	85 (11/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100 (13/13)	100	達成	
一般：光化学オキシダント(OX)	達成率%			0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	0 (0/11)	100	未達成	
一般：微小粒子状物質(PM2.5)	達成率%			0 (0/2)	25 (1/4)	14 (1/7)	43 (3/7)	100 (7/7)	100 (7/7)	100 (7/7)	100 (7/7)	100 (7/7)	100	達成	
自排：二酸化窒素(NO2)	達成率%			14 (1/7)	0 (0/5)	0 (0/5)	100 (5/5)	40 (2/5)	80 (4/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100	達成	
自排：一酸化炭素(CO)	達成率%			100 (7/7)	100 (3/3)	100 (3/3)	100 (3/3)	100 (3/3)	100 (3/3)	100 (3/3)	100 (3/3)	100 (3/3)	100	達成	
自排：浮遊粒子状物質(SPM)	達成率%			100 (7/7)	100 (5/5)	60 (3/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100	達成	
自排：微小粒子状物質(PM2.5)	達成率%			0 (0/1)	50 (1/2)	0 (0/2)	50 (1/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100	達成	
降下ばいじん	達成率%			100 (9/9)	100 (12/12)	100 (12/12)	100 (12/12)	92 (11/12)	83 (10/12)	100 (12/12)	92 (11/12)	100 (12/12)	100	達成	
低公害車の保有台数・保有率(公用車)	台 %			442 46.9	479 51.1	516 55.8	553 61.2	575 62.4	597 65.1	629 69.2	637 71.2	658 73.0	—	改善	
低公害車普及率(市域)	%			65.6	69	72.3	75.1	77.6	79.7	82.0	83.4	84.4	—	改善	
川・海・池のきれいを確保する。	河川：生物化学的酸素要求量(BOD)			達成率%	94 (17/18)	94 (17/18)	94 (17/18)	100 (18/18)	89 (16/18)	100 (18/18)	94 (17/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100	達成
	河川：溶存酸素濃度(DO)		達成率%	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100 (18/18)	100	達成	
	河川：大腸菌群数		達成率%	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	0 (0/3)	100	未達成	
	河川・海域：健康項目		達成率%	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100 (20/20)	100	達成	
	海域：化学的酸素要求量(GOD)		達成率%	0 (0/2)	50 (1/2)	0 (0/2)	0 (0/2)	0 (0/2)	0 (0/2)	0 (0/2)	0 (0/2)	0 (0/2)	100	未達成	
	海域：溶存酸素濃度(DO)		達成率%	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100	達成	
	海域：大腸菌群数		達成率%	100 (1/1)	0 (0/1)	100 (1/1)	100 (1/1)	0 (0/1)	100 (1/1)	0 (0/1)	100 (1/1)	100 (1/1)	100	達成	
	海域：全窒素(T-N)		達成率%	50 (1/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	0 (0/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	100	未達成	
	海域：全りん(T-P)	達成率%	0 (0/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	0 (0/2)	50 (0/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	50 (1/2)	100	未達成		
	海域：全亜鉛(T-Zn)	達成率%	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100	達成		
	汚水処理人口普及率	%	98	98	98	98	99	99	99	99	99	—	維持		
	都川、鹿島川、花見川の平常時流量(千葉市水環境保全計画に定める目標値達成率)	達成率%	0 (0/6)	17 (1/6)	0 (0/6)	17 (1/6)	0 (0/6)	0 (0/6)	0 (0/5)	0 (0/5)	20 (1/5)	— —	改善		
	市民1人あたりの水道使用量	m ³	96.8	96.5	96.5	95.3	94.8	94.6	94.9	94.7	94.2	—	維持		
	4・安全で健康的なまちづくり	4・有害な化学物質による環境汚染を未然に防止	騒音地域類型ごとの環境目標値の達成	達成率%	82 (74/90)	86 (72/84)	88 (79/90)	89 (85/96)	93 (84/90)	94 (85/90)	96 (86/90)	92 (72/78)	90 (65/72)	100	未達成
			有害物質：ベンゼン	達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成
			有害物質：トリクロロエチレン	達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成
			有害物質：テトラクロロエチレン	達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成
有害物質：ジクロロメタン			達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成	
有害物質：アクリロニトリル			達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成	
有害物質：塩化ビニルモノマー			達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成	
有害物質：水銀及びその化合物			達成率%	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成	
有害物質：ニッケル化合物			達成率%	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100	達成	
有害物質：クロロホルム			達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成	

環境像	基本目標	定量目標及び点検・評価指標（環境白書）											目標値 （目標年度）	評価
		項目	単位	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019		
4．健康で安心して暮らせるまち	4、有害な化学物質による環境汚染を未然に防止する。	有害物質：1,2-ジクロロエタン	達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成
		有害物質：1,3-ブタジエン	達成率%	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成
		有害物質：ひ素及び無機 有機化合物	達成率%	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100	達成
		有害物質：マンガン及び無機マンガン化合物	達成率%	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100 (4/4)	100	達成
		ダイオキシン類(大気)	達成率%	100 (10/10)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100 (6/6)	100	達成
		ダイオキシン類(水質)	達成率%	100 (9/9)	100 (7/7)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100	達成
		ダイオキシン類(底質)	達成率%	100 (7/7)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100 (5/5)	100	達成
		ダイオキシン類(地下水)	達成率%	100 (3/3)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100	達成
		ダイオキシン類(土壌)	達成率%	100 (3/3)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100 (2/2)	100	達成
		PRTR法による化学物質届出排出・移動量	t	1,706	1,890	1,640	2,051	3,420	2,297	2,923	3,535	-	-	後退
	4、地下水・土壌等の安全を確保する。	地下水：揮発性有機化合物(VOC)	達成率%	(2007～2011) 100 (85/85)	(2008～2012) 99 (84/85)	(2009～2013) 99 (84/85)	(2010～2014) 99 (84/85)	(2011～2015) 99 (84/85)	(2012～2016) 99 (85/86)	(2013～2017) 100 (86/86)	(2014～2018) 99 (85/86)	(2015年～2019年) 99 (85/86)	100	未達成
		地下水：六価クロム(Cr6+)	達成率%	(2007～2011) 100 (85/85)	(2008～2012) 100 (85/85)	(2009～2013) 100 (85/85)	(2010～2014) 100 (85/85)	(2011～2015) 100 (85/85)	(2012～2016) 100 (86/86)	(2013～2017) 100 (86/86)	(2014～2018) 100 (86/86)	(2015年～2019年) 100 (86/86)	100	達成
		地下水：ひ素(Ae)	達成率%	(2007～2011) 98 (83/85)	(2008～2012) 98 (83/85)	(2009～2013) 98 (83/85)	(2010～2014) 96 (82/85)	(2011～2015) 96 (82/85)	(2012～2016) 97 (83/86)	(2013～2017) 97 (83/86)	(2014～2018) 97 (83/86)	(2015年～2019年) 99 (85/86)	100	未達成
		地下水：硝酸性窒素(NO3)	達成率%	(2007～2011) 89 (76/85)	(2008～2012) 85 (72/85)	(2009～2013) 85 (72/85)	(2010～2014) 85 (72/85)	(2011～2015) 84 (71/85)	(2012～2016) 84 (72/86)	(2013～2017) 85 (73/86)	(2014～2018) 83 (71/86)	(2015年～2019年) 85 (73/86)	100	未達成
		地下水：亜硝酸性窒素(NO2)	達成率%	(2007～2011) 89 (76/85)	(2008～2012) 85 (72/85)	(2009～2013) 85 (72/85)	(2010～2014) 85 (72/85)	(2011～2015) 84 (71/85)	(2012～2016) 84 (72/86)	(2013～2017) 85 (73/86)	(2014～2018) 83 (71/86)	(2015年～2019年) 85 (73/86)	100	未達成
		地下水：その他	達成率%	(2007～2011) 100 (85/85)	(2008～2012) 99 (84/85)	(2009～2013) 100 (85/85)	(2010～2014) 100 (85/85)	(2011～2015) 100 (85/85)	(2012～2016) 100 (86/86)	(2013～2017) 100 (86/86)	(2014～2018) 100 (86/86)	(2015年～2019年) 99 (85/86)	100	未達成
		土壌汚染の環境目標値の達成	達成率% (累計)	97 (99/102)	97 (153/157)	97 (187/193)	97 (233/240)	96 (274/284)	96 (342/358)	95 (402/421)	94 (461/488)	95 (521/550)	100	未達成
		単年度沈下量 2cm以上の地点数	件	164 (164/164)	0 (0/164)	0 (0/164)	0 (0/140)	0 (0/143)	0 (0/140)	0 (0/141)	0 (0/123)	0 (0/102)	-	維持
	5．だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	環境関連施設利用者数	人	10,364 (10,294、70)	10,597 (10,536、61)	10,510 (10,431、79)	9,656 (9,583、73)	8,896 (8,823、73)	9,162 (9,093、69)	9,056 (8,994、62)	8,314 (8,256、58)	8,647 (8,592、55)	-	維持
		環境マネジメントシステム認証取得事業所件数	件	132	248	246	244	231	217	220	219	203	-	維持
		環境保全活動団体数	団体	76 (73、3)	79 (75、4)	80 (78、2)	83 (81、2)	81 (80、1)	79 (77、2)	80 (80、1)	77 (77、0)	79 (79、1)	-	維持
		地球環境保全協定の締結数	件	883	900	900	910	910	908	910	903	859	-	維持
		市民の環境配慮行動実践状況	%	76.2	73.5	72.1	74.5	72.6	70.3	69.8	68.4	75.6	-	維持
		事業者の環境配慮行動実践状況	%	76.0	78.3	75.6	78.2	77.0	77.1	76.3	72.6	73.1	-	維持
	環境教育を推進する。	環境学習モデル校参加児童・生徒数	人	4,456	5,295	5,506	6,068	4,454	4,714	7,966	5,387	4,139	-	後退
		環境学習参加者数	人	133	107	137	130	80	49	30	119	78	-	後退
		こどもエコクラブ登録団体・会員数	団体、人	7 153	1 42	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市民等との連携を推進する。	市民、事業者等と連携した事業数	件	27	26	25	27	28	28	30	29	29	-	維持
		人材育成数	人	1,732	1,958	1,649	1,622	1,561	1,328	1,328	1,333	1,208	-	後退
	環境関連技術開発を推進する。	環境関連産業の育成数 起業数	件	0	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		環境分野に関する相談件数	件	-	-	-	37	29	27	13	6	3	-	後退
	地域協力を推進する。	地域間協力した取組み数	件	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	6 (うち姉妹0)	5 (うち姉妹0)	-	後退
		海外研修員等環境関連交流人数	人	13	16	16	15	15	10	19	14	15	-	維持

※太字の項目は定量目標を表しています

※基本目標 1-1 の「温室効果ガス排出量（家庭部門、業務部門、運輸部門、廃棄物部門）」、「温室効果ガス排出量（民生部門）」、「温室効果ガス排出量（全部門）」は、3 項目でひとつの定量目標です

(3)指標に基づく前計画の点検・評価

前計画に掲げる5つの環境像ごとに、指標の計画期間での推移をもとに、点検・評価を行いました。

【環境像1】エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

評価対象となる項目が11項目あり、定量目標である温室効果ガス排出量は未達成でした。点検・評価指標については10項目中4項目が改善、2項目が維持、4項目が後退となりました。未達成となった定量目標である温室効果ガス排出量、後退となった未利用エネルギーの活用、太陽光発電設備設置件数、屋上壁面緑化助成件数については改善に向けた対策を検討する必要があります。維持と評価された項目についてもさらなる改善に向けた取組を検討する必要があります。

【環境像2】資源を効率的・循環的に利用したまち

評価対象となる項目が9項目あり、定量目標である一般廃棄物再生利用率は未達成、一般廃棄物総排出量は達成となりました。点検・評価指標については7項目中3項目が改善、3項目が維持、1項目が後退となりました。未達成となった定量目標である一般廃棄物再生利用率、後退となった産業廃棄物最終処分量については改善に向けた対策を検討する必要があります。維持と評価された項目についてもさらなる改善に向けた取組を検討する必要があります。

【環境像3】自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち

評価対象となる項目が13項目あり、定量目標である森林面積、里山地区の数、谷津田の保全面積はいずれも未達成でした。点検・評価指標については10項目中1項目が改善、8項目が維持、1項目が後退となりました。未達成となった定量目標である森林面積、里山地区の数、谷津田の保全面積、後退となった自然観察会等参加者数・開催数については改善に向けた対策を検討する必要があります。維持と評価された項目についてもさらなる改善に向けた取組を検討する必要があります。

【環境像4】健康で安心して暮らせるまち

評価対象となる項目が52項目あり、定量目標については、基本目標4-1は光化学オキシダント以外の項目が達成、基本目標4-4はすべての項目が達成となりました。他方で、基本目標4-2については10項目中4項目、基本目標4-5については6項目中5項目が未達成でした。また、同じく定量目標である騒音地域類型ごとの環境目標値の達成も未達成でした。地下水の安全性など未達成であるものの良好な項目も含め、達成の項目についてはさらなる改善に向けた対策を検討する必要があります。維持と評価された項目についてもさらなる改善に向けた取組を検討する必要があります。

【環境像5】だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

評価対象となる点検・評価指標の項目が15項目あり、そのうち評価可能な13項目について、8項目が維持、5項目が後退となりました。(2つの指標を計画期間中に見直したため。)後退となった人材育成数、環境分野に関する相談件数、地域間協力した取組み数などについては改善に向けた対策を検討する必要があります。維持と評価された項目についてもさらなる改善に向けた取組を検討する必要があります。

(4) アンケート結果概要

本計画策定に際し、市民、子ども、市民団体、事業者に対してアンケート調査を行いました。

アンケート調査では、前計画で定められた5つの環境像の達成度及び重要度を尋ねた設問が含まれています。環境像に関する設問の回答を分析し、市民などからの目線でも前計画の評価を行いました。

なお、調査方法などその他概要は、24ページ以降の各種アンケート結果に記載しています。

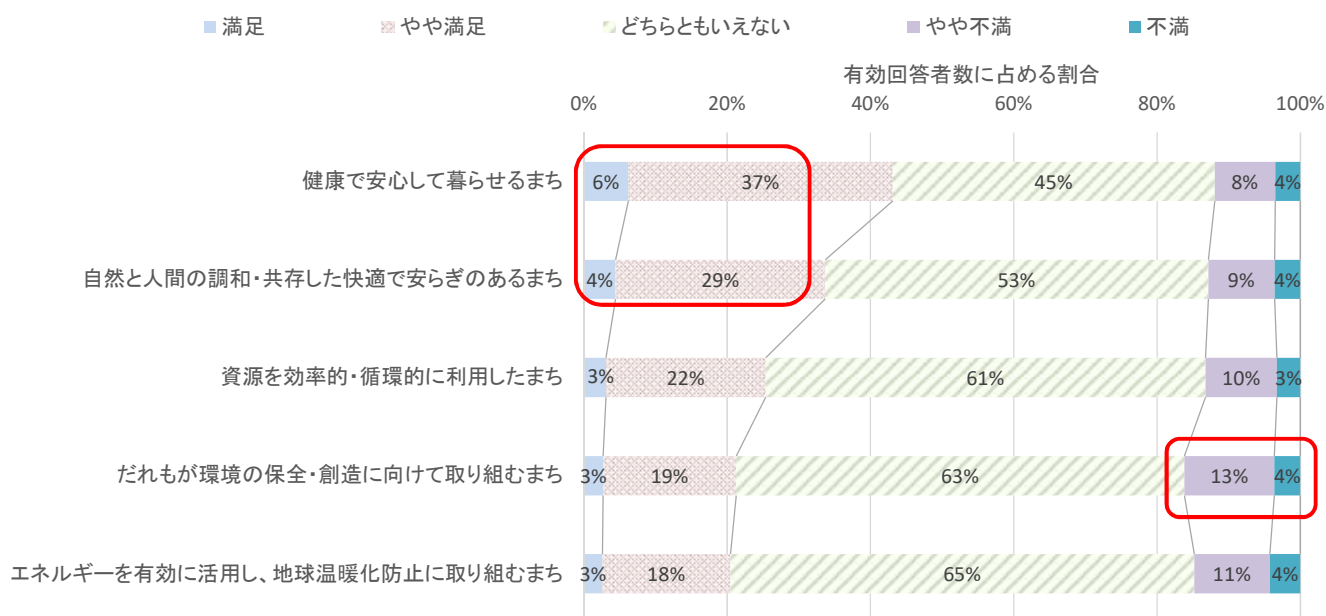
1) 市民アンケート

市民を対象に実施したアンケート調査では、前計画の環境像と居住している地域の環境を比較してどのように感じているか、5つの環境像ごとに達成度と重要度を調査しました。

<達成度の傾向>

- 全ての項目について「どちらともいえない」が40%以上を占める結果となりました。
- 「健康で安心して暮らせるまち」、「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎあるまち」については「満足」「やや満足」と回答した割合が30%以上となっています。
- 「不満」「やや不満」と回答した割合は全ての項目で低い割合ですが、「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」が17%となっており、他の項目に比べてやや高い割合となりました。

◆達成度

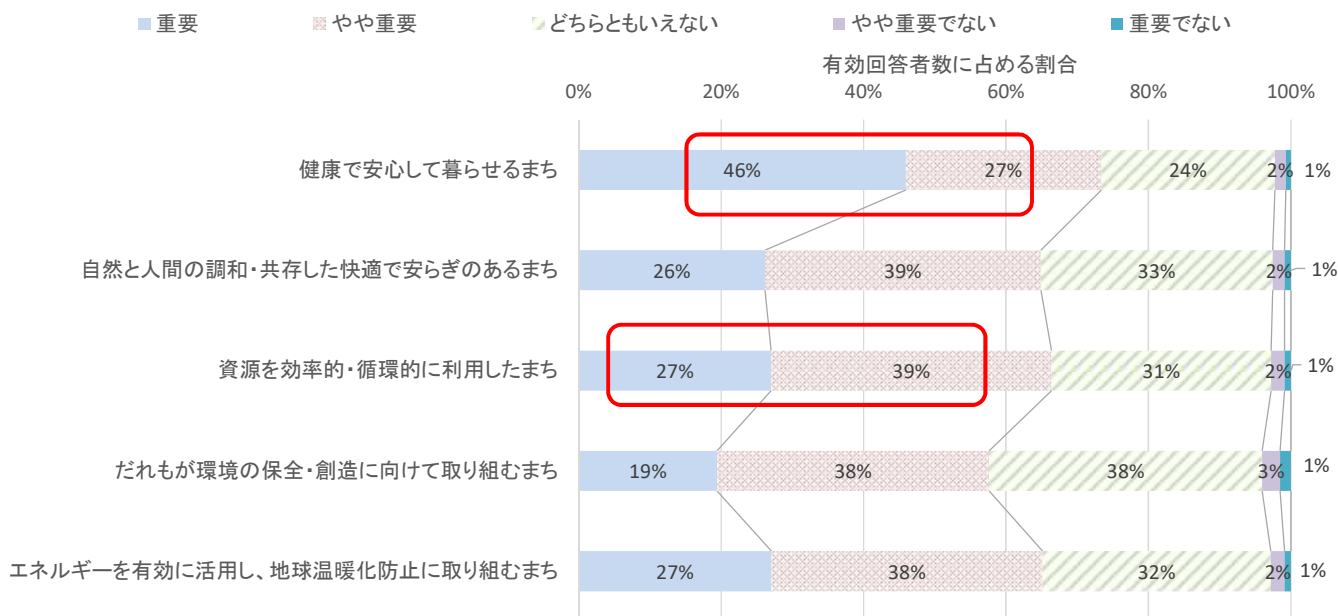


※満足・やや満足が高い割合順に掲載

<重要度の傾向>

- 全ての項目について「重要」「やや重要」が半数以上を占める結果となり、多くの市民が全ての環境像について重要であることを認識していることがうかがえます。
- 「重要」「やや重要」と回答した割合が最も多かったのは、達成度と同様に「健康で安心して暮らせるまち」、次いで「資源を効率的・循環的に利用したまち」となりました。

◆重要度



※達成度と同じ順に掲載

【達成度×重要度のクロス集計*】

アンケート調査で得られた前計画における5つの環境像の達成度と重要度について、該当する設問同士で集計を行い、達成度と重要度の関連性を整理しました。達成度を横軸にとり、重要度を縦軸にとることで、各環境像を今後どのような方向性にしていくかを考察することができます。市民アンケートにおける達成度と重要度の集計結果は以下のとおりとなりました。

- すべての環境像が第一象限にあることから、今後もすべての環境像の達成に取り組む必要があります。
- その中でも達成度と重要度が両方とも最も高くなったのが「環境像4」となり、引き続き良好な環境を維持することが求められます。
- 一方で「環境像1」、「環境像5」については達成度が比較的低い結果となっており、特に改善に向けて実効性の高い対策が求められます。

* クロス集計：設問と設問をかけあわせて集計する方法で、回答結果をより細分化して把握する集計手法

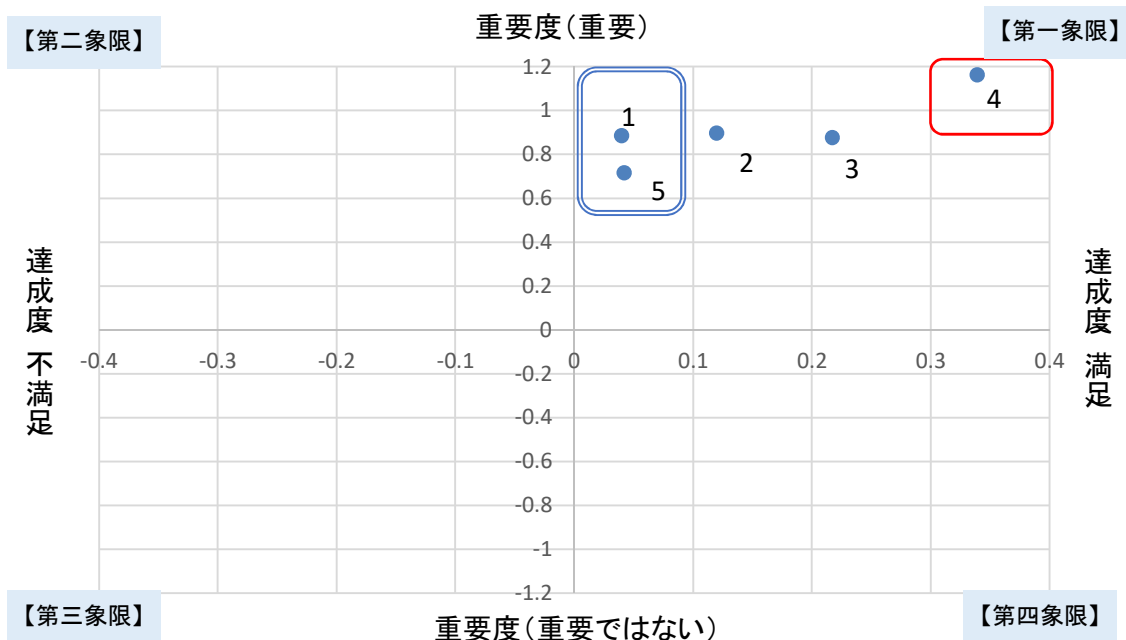
【クロス集計の考察】

第一象限：既に達成されているが重要度が高いため継続して取組が必要がある項目

第二象限：重要度が高いにもかかわらず達成度は低いので特に力を入れて改善を進める必要がある項目

第三象限：重要度が低いので優先順位が比較的低く改善は後回しでよい項目

第四象限：優先順位が低く既に達成されているので計画から削除を検討する項目



1 エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち

2 資源を効率的・循環的に利用したまち

3 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち

4 健康で安心して暮らせるまち

5 だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち

【計算方法】

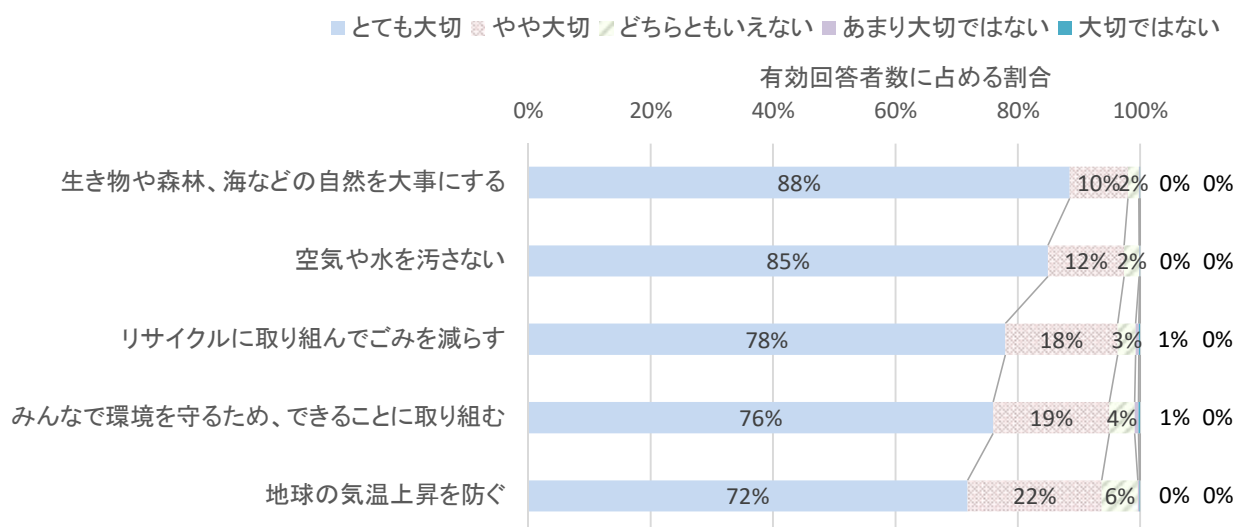
達成度・重要度に応じて配点し、選択肢ごとの回答数を乗算。それを有効回答数で除し、環境像ごとの達成度及び重要度について算出した。(大いに満足・とても重要:2点、やや満足・やや重要:1点、どちらともいえない:0点、やや不満足・あまり重要ではない:-1点、大いに不満足・重要でない:-2点)

2) 子どもアンケート

市内の小学5年生を対象に実施したアンケート調査では、前計画における各環境像の重要度を調査しました。

<重要度の傾向>

- 小学生の9割以上が、全ての項目において「とても大切」「やや大切」と回答しています。
- 「生き物や森林、海などの自然を大事にする」「空気や水をよごさない」の項目について、「とても大切」「やや大切」と回答した小学生がより多く、身近な生き物や水、空気環境を守ることに對し、より意識が高い事がうかがえます。
- また、市民へのアンケートにおける環境像の重要度に関する回答と比較すると、子どもが「生き物や森林、海などの自然を大事にする」を「とても大切」と多くが回答しているのに対し、大人は「健康で安心して暮らせるまち」を最も重要だと考えており、環境像に対する優先順位が異なることがわかります。



※「とても大切」「大切」が高い割合順に掲載

※子どもがわかりやすいように、各環境像のフレーズを以下のように言い換えています

環境像1：地球の気温上昇を防ぐ

環境像2：リサイクルに取り組んでごみを減らす

環境像3：生き物や森林、海などの自然を大事にする

環境像4：空気や水を汚さない

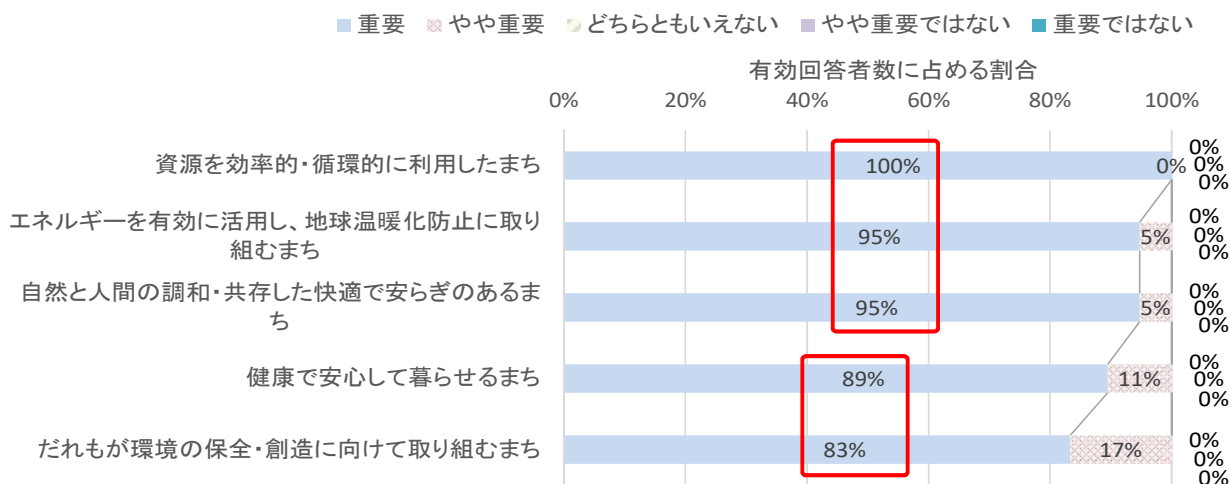
環境像5：みんなで環境を守るため、できることに取り組む

3) 市民団体アンケート

市、またはちば市民活動支援センターに登録されている環境活動を行っている団体を対象に実施したアンケート調査では、前計画における各環境像の重要度を調査しました。

<重要度の傾向>

- 全ての環境像に対し全ての市民団体が「重要」または「やや重要」と考えています
- 「資源を効率的・循環的に利用」「エネルギーを有効に活用」「自然人間の調和・共存」では9割以上の市民団体が「重要」と回答し、特に重要視されていることがわかります。



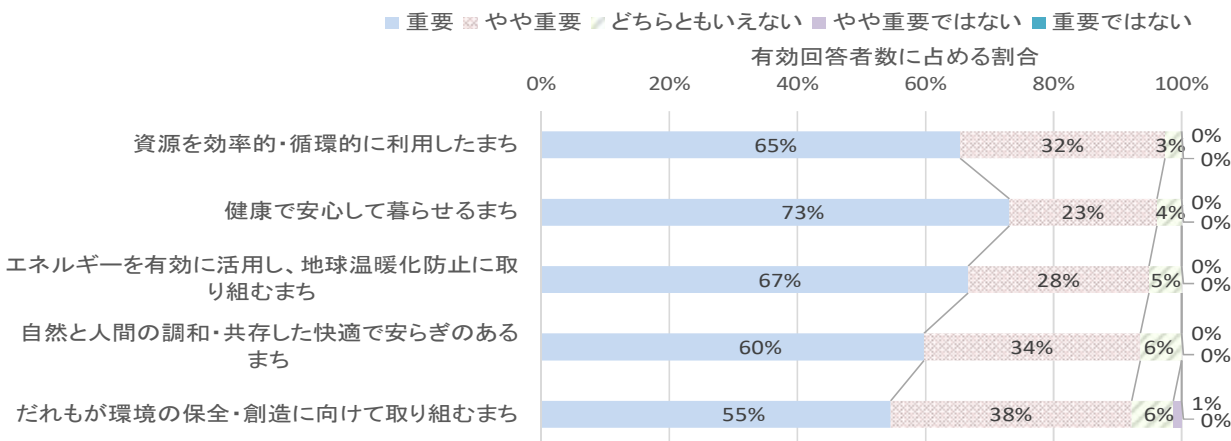
※重要の割合が高い順に掲載

4) 事業所アンケート

市内の事業所を対象に実施したアンケート調査では、前計画における各環境像の重要度を調査しました。

<重要度の傾向>

- 全ての環境像に対し、9割以上の事業所が「重要」または「やや重要」と考えています。
- 「重要」「やや重要」の回答は、「資源を効率的・循環的に利用したまち」「健康で安心して暮らせるまち」「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」の順に多く、事業活動と関連の深い生活環境や資源、エネルギーなどの分野に対し、より意識が高くなっていることがうかがえます。



※「重要」「やや重要」の割合が高い順に掲載

3 環境基本計画策定の経緯

令和元年度に部内においてワーキンググループを立ち上げ庁内での本計画に対する意見聴取を行うとともに、既存資料から基礎調査を実施し、課題等を抽出・整理しました。また、同年6月に、環境審議会において本計画の基本的な方向性について審議・検討を行い、更に、令和2年7月～11月に千葉市の環境に関するアンケート調査を市民・事業者・子ども・市民団体に対し実施しました。また、市内で実施されたイベントにおいて市民の意見聴取を実施しました。

これらをもとに本計画の素案を作成し、令和3年1月には、市民・事業者・学識経験者で構成する千葉市環境審議会においても本計画骨子について意見聴取を実施しました。

以下に、本計画策定までの詳細な経緯を示します。

(1) 策定の経緯

開催年月日	会議等	検討・協議の内容
令和元年5月30日	第1回ワーキンググループ	・前計画に対する意見聴取
令和元年7月4日	第2回ワーキンググループ	・本計画の方針の検討
令和元年9月4日	第3回ワーキンググループ	・本計画の方針案に対する意見聴取
令和元年11月18日	第2回千葉市環境審議会	・本計画の策定方針
令和2年5月21日	第1回千葉市環境審議会	・市民意見調査の方針 ・基本的な方向性について
令和2年12月16日	第1回環境基本計画推進会議 幹事会	・骨子案等 ・2019年度点検・評価
令和3年1月18日	第1回環境基本計画推進会議	・骨子案等 ・2019年度点検・評価
令和3年1月22日	第2回千葉市環境審議会	・千葉市環境基本計画骨子(案) 等

※令和3年3月時点

(2) 諮問・答申

2千環総第193号

令和3年1月22日

千葉市環境審議会

会長 岡 本 眞 一 様

千葉市長 熊 谷 俊



千葉市環境基本計画の策定について（諮問）

千葉市環境基本条例（平成6年千葉市条例第43号）第27条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

千葉市環境基本計画の策定について

2 諮問理由

これまで本市は、平成23年3月に千葉市環境基本計画を策定し、望ましい環境都市の姿「豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちへ」の実現に向け、各種施策等の取組みを進めてきました。

現行の環境基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、現行計画の進捗状況や課題、社会情勢の変化等を踏まえ、令和4年度以降における本市の望ましい環境都市の姿を明らかにし、実現に向けた取組みを推進していくための、新たな環境基本計画の策定について諮問します。

答申を貼り付け予定

(3)パブリックコメントの概要

- ・実施期間　：令和●年●月●日（●）～令和●年●月●日（●）
- ・意見提出者：●名
- ・意見数　　：●件

番号	意見内容	考え方・対応

(4) 各種意見聴取

1) 第25回エコメッセちば（オンライン出張）

＜掲載時期＞ 令和2年11月1日～第26回エコメッセちば開催前日まで

＜掲載場所＞ エコメッセちばホームページ(<https://www.ecomesse.com/>)

＜実施内容＞

- 出展企業・団体のSDGsへの取組や活動をホームページ内の「エコメッセSDGsチャンネル」で出展紹介
- ＜実施結果＞
イベントに参加し、動画の紹介を通じて環境基本計画について啓発を実施

千葉県 環境保全部 環境総務課

- 千葉県では、環境に関する各種施策を「千葉県環境基本計画」に基づいて実施しています。
- この計画は令和3年度末に期間満了を迎えることから、現在『新たな千葉県環境基本計画』の策定準備をしています。
- この計画は千葉県だけが取り組むのではなく、市民・事業者・その他千葉市に関わる方々が、一体となって取り組む計画です。
- これまでの取組を振り返り、未来の千葉市をどうしたいか、考えてみましょう。
- 未来の千葉市の環境をよりよくすべく、皆さまのご意見をお聞かせください。

17 パートナーシップで目標を達成しよう



千葉市の環境 100年の歩み & 環境の未来 アンケート募集!!

スマホからはこちらです!



あなたは未来の千葉市に、
どうあってほしいですか?
どうなっていると思いますか?
皆様のご意見をお聞かせください。

調査内容

- 環境像について
- 望ましい環境都市の姿について
(1) 将来(10年～20年後)の千葉市がこうあって欲しいと思う未来の姿
(2) 未来の姿を実現するために必要と思うこと

回答方法

- QRコードからアクセス
- 市ホームページからアクセス

問合せ先

千葉市役所 環境総務課 千葉市中央区千歳港1-1
TEL 043-245-5234 FAX 043-245-5557 E-mail: somu.ENP@city.chiba.lg.jp

この100年で、千葉市における環境への取組は大きく進みましたが、
引き続き取り組むべき課題や、新たに発生した課題に対応する必要も多く見られます。
この大きな節目を、みなさん一人ひとりがこれまでの環境問題への取り組みや現状を知り、
未来について考えるきっかけとしてみませんか?

アンケートは
こちら



「環境の未来」についてご意見募集中!

現在、令和3年度の次期環境基本計画の策定に向け、
千葉市の目指す方向性について、
アンケートを実施しています。

アンケートは
こちら



スマホからはこちらです!



あなたは未来の千葉市に、
どうあってほしいですか?
どうなっていると思いますか?
皆様のご意見をお聞かせください。

調査内容

- 環境像について
- 望ましい環境都市の姿について
(1) 将来(10年～20年後)の千葉市がこうあって欲しいと思う未来の姿
(2) 未来の姿を実現するために必要と思うこと

回答方法

- QRコードからアクセス
- 市ホームページからアクセス

問合せ先

千葉市役所 環境総務課 千葉市中央区千歳港1-1
TEL 043-245-5234 FAX 043-245-5557 E-mail: somu.ENP@city.chiba.lg.jp

2) 動物公園イベント

<日時> 令和2年10月4日 10時～15時

<場所> 千葉市動物公園

<実施内容>

- 廃棄物対策課が実施する「プラスチックごみ問題について考えよう！in 動物公園」に合わせて次期環境基本計画策定に係る啓発イベントを実施
- 啓発内容
 - チラシ配布、アンケート回答誘導（チラシ裏の QR コードより電子回答）
 - パネル展示
- 環境基本計画で掲げる5つの柱への意識調査
 - 5つの柱に関する取組パネルを展示
 - イベント参加者は上記のうち大切だと思うものにシールを一枚貼る
 - シールの枚数から意識調査として集計

<実施結果>

- 意識調査集計

5つ目の柱	枚数	割合
①地球の気温上昇を防ぐ	133 枚	18%
②リサイクルに取り組んで ごみを減らす	155 枚	21%
③生き物や森林、海などの 自然を大切に	164 枚	22%
④空気や水を汚さない	130 枚	18%
⑤みんなで、環境を守るため、 出来ることに取り組む	158 枚	21%
合計	740 枚	100%



図 3-1 パネル展示の様子（左） 意識調査集計結果（右）

こどもワークショップ(令和3年実施)の内容掲載予定

(5)各種アンケート結果

千葉市環境基本計画の策定に当たり、市民、事業所、子ども、市民団体の環境保全に対する取組状況、環境保全活動・情報収集の現状や課題、基本目標の効果についての考えなどを明らかにし、計画検討に反映させるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

1) 市民アンケート

<実施概要>

- ・調査方法 市内在住の18歳以上の市民を対象にWEB調査を実施
WEBアンケートで回収が目標に満たないと想定された18～19歳、70～89歳を対象に、郵送により調査票を配布・回収
- ・調査期間 WEB 2020年7月13日(月)～7月27日(月)
郵送 2020年8月8日(土)～8月21日(金)
- ・有効回収数 WEB 2,373人、郵送 234人

【あってほしい未来の姿、未来の姿を実現するために必要なこと(自由記述)】

市民アンケートでは、千葉市環境基本計画の認知度や居住地周辺の環境の満足度などの設問のほかに、「10年後、20年後を見据えて将来の千葉市の環境がどうなっているか、またはどうあってほしいか」、自由記述欄を設けました。また、「その未来の姿を実現するために必要なことについて」も自由記述欄を設けました。

● あってほしい未来の姿・その理由など

<全体傾向>

- 環境像に関連する言葉の中で、抽出したキーワードとして多かったのは環境像③「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」に関わる言葉で、特に緑や自然の豊かさやに関する内容でした。多くの市民が、本市の豊かな自然を残した姿を将来の千葉市の環境として望んでいることがうかがえます。
- また、環境像には関わらない「その他」の中で、未来を連想させる子どもや、豊かなや住みやすいなど暮らしの質の向上を望むような言葉が多く抽出されました。

【参考】アンケート結果から抽出した環境像のキーワード

環境像①「エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち」

■地球温暖化対策の取組

抽出されるキーワード	件数
地球温暖化	13
再生可能エネルギー	8
太陽光	6
自然エネルギー	5
持続可能な	4
二酸化炭素	3
水素	2
クリーンエネルギー	2

■公共交通機関

抽出されるキーワード	件数
モルールの延長※	10
モルールの運賃や営業時間の改善	4
モルールの必要※	2
渋滞	15
交通事故	7
自動運転	6
交通機関の充実	5
交通の便が良い	3
交通インフラ	3
交通の便利さ	2

※アンケート結果を集約・編集して掲載した言葉

環境像②「資源を効率的・循環的に利用したまち」

■廃棄物

抽出されるキーワード	件数
不法投棄	10
ポイ捨て	6
リサイクル	4
ゴミのない	3
ゴミが落ちていない	2
クリーンな街	2
循環型社会	2

環境像③「自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち」

■自然との共生

抽出されるキーワード	件数
自然と共存	20
調和のとれた	7
自然と調和	7
自然との共生	6
自然との調和	6
人と自然の調和	3
自然と人間の共存	3
自然と都市の融合	2
人と自然が共存	2
自然・しぜん※	442

※他の「自然」を使用した言葉を含む

■自然の維持

抽出されるキーワード	件数
自然を残し	13
自然保護	4
自然を残して	3
自然環境を維持	2
自然環境のよい	2

■環境への優しさ

抽出されるキーワード	件数
環境に優しい	17
地球環境に優しい	3
自然を大事	2

■自然が豊かさ

抽出されるキーワード	件数
自然豊か	50
緑豊か	44
緑地	19
豊かな自然	18
緑の多い	15
自然が豊か	14
里山	12
自然がある	8
豊かな環境	5
自然が増えて	5
自然が多く	5
自然の多い	3
自然を大切	3
自然に囲まれた	3
虫	3
緑の多い環境	2
自然環境に恵まれ	2

■緑の多さ

抽出されるキーワード	件数
緑が多く	16
緑が多い	7
緑あふれる	3
緑が溢れ	2
自然と触れ合える	2
緑・みどり※	183

※他の「緑」を使用した言葉を含む

環境像④「健康で安心して暮らせるまち」

■ 空気のきれいさ

抽出されるキーワード	件数
空気がきれい	25
空気が綺麗	13
大気汚染	12
空気のきれいな	9
空気の綺麗	4
光化学スモッグ	4

■ 安心して暮らせる街

抽出されるキーワード	件数
安心して暮らせる	38
安心して住める	18
安全な街	16
安心安全	14
安全に暮らせる	13
事故	12
平和	11
安全な都市	3
治安の良い	3
治安が良く	3
安心な町	2
事件	2

■ 海や川の綺麗さ

抽出されるキーワード	件数
海が綺麗	8
きれいな海	8
海がきれい	7
綺麗な海	4
水質が良く	3
川や海の水質	3
川が綺麗	2
海辺の環境を整備	2
水辺がきれい	2
きれいな海、川	2
きれいな水辺	2
きれいな川	2
綺麗な水	2

■ 騒音

抽出されるキーワード	件数
静か	29
騒音の少ない	3

■ 公害

抽出されるキーワード	件数
公害のない	3
公害の少ない	3
汚染のない	2

環境像⑤「だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち」

■ 協働や教育

抽出されるキーワード	件数
みんな	17
教育	7
マナー	4
協力	3
助け合って	2

全般

■便利で住みやすい街

抽出されるキーワード	件数
住みやすい	90
暮らしやすい	23
生活しやすい	11
便利な街	11
住みたい	10
住みよい	6
すみやすい	5
生活の利便性	4
便利な都市	3
住み続けたい	2

■経済・社会・文化

抽出されるキーワード	件数
経済と環境のバランス※	12
経済の発展・継続※	4
インフラ	9
コロナを乗り越える・負けない※	6
コロナでの変化への対応※	2
商業施設	7
税金の有効利用※	4
税金の低減※	3
文化の形成・文化的な生活※	4
経済・自然・文化の調和※	3

※アンケート結果を集約・編集して掲載した言葉

■災害

抽出されるキーワード	件数
災害に強い	22
地震	12
災害のない	5
災害の少ない	5
災害に強く	4
災害に対応できる	2
災害が少ない	2
天災に強い	2
災害がない	2

■きれいな街

抽出されるキーワード	件数
きれいな街	23
綺麗な街	21
美しい町	2
綺麗な街並み	2

■子供と高齢者

抽出されるキーワード	件数
子供・子ども	101
高齢者・お年寄り	55
子育て	14
若い世代	5
次世代	5

■その他

抽出されるキーワード	件数
豊かな※	87
豊かさ	3
都会	17
住宅地	9
未来都市	3
自慢できる	2
地産地消	2
健康	33
健やか	2
医療	11
快適	23
優しい・やさしい	69
未来・みらい	46
皆・みんな	29
穏やか	13
活気	12
明るい	9
楽しく	4
害虫	3
野良猫	3
野鳥	3
カラス	2
観光	5
外国人	4
バランス	13
ストレス	6
残す	5
人工的	5
誇	4
エコ	4

※「豊かな自然」「豊かな環境」を含む

● 未来の姿を実現するために必要なこと

<全体傾向>

- 未来の姿を実現するために必要なこととしては、全ての分野で多くの意見をいただき、全ての分野で様々な取組が望まれていることがうかがえます。
- 地球温暖化に関する内容では再生可能エネルギーの導入促進や、自転車や公共交通の利用に対する意見等が寄せられました。
- 資源の利用については、ポイ捨てや不法投棄に関する内容が多くなりました。
- 快適でやすらぎのあるまちについては、緑や自然を大切にすること、公園の整備に関してご意見をいただきました。
- 健康に暮らせるまちについては、大気環境や河川・海の水質保持、騒音への対応についての意見が寄せられました。
- 環境保全・創造への取組については、市民1人1人の意識向上などについて意見が挙がりました。

分類 (目指す環境像ごとに 関連する内容)	主なご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・化石燃料の消費を削減。 ・工場などの温室効果ガスを低減。 ・CO2削減などの地球温暖化対策。 ・温暖化を正しく理解し、温暖化を防止。 ・エネルギー使用量の削減、省エネの推進。(エアコンの温度設定等) ・火力発電から自然エネルギー等を中心にした電源構成。 ・再生可能エネルギー(太陽光発電や風力発電、地熱発電等)のさらなる普及と市民の意識。 ・風が強い地域なので、マイクロ風力発電をビルに設置する。 ・再生可能エネルギーを活用した都市開発、導入促進策の検討。 ・再生可能エネルギー生産する企業の育成。 ・新エネルギー開発。 ・太陽光パネルの取り付け促進発電技術の向上。 ・蓄電池の改良。 ・再生可能エネルギーの導入補助。 ・市内の各家庭からの再生可能エネルギーの買い取り額の補助実施。 ・エコカー補助金の活用。 ・豊かさ利便さを多少犠牲にしても、再生可能エネルギー利用した生活スタイルを標準とする。 ・狭い道でも、自転車や歩行者がガードレール内を通れるように整備。 ・自転車道の整備、レーンの充実。 ・自転車利用者の意識やマナーの向上を促す条例。 ・公共交通(バスやモノレール)の無料化。 ・市内循環公共機関(モノレール、バス等)の整備。 ・電車の見直しや時差通勤推奨。 ・地下鉄等を含めた交通網の整備。

分類 (目指す環境像ごとに 関連する内容)	主なご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・モノレールの見直しと代替交通手段の検討。 ・モノレールの整備と拡充、延伸。 ・モノレール廃止。 ・路面電車を通して欲しい。 ・カーシェア利用の推進、整備。 ・自動運転 EV 車による高齢者の活動支援（市がサービスを実施）。 ・公共交通の整備、バスだけでなく新交通システムを導入する。 ・公共交通の便数増設。
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・一人一人がゴミの分別を意識。リサイクル意識の定着。 ・ゴミを削減に対し、多くの人が真剣に向き合う。 ・個人個人がゴミや油などの排出を適切に行う。 ・家庭レベルでのリサイクルの徹底。家庭ゴミ排出量の削減、助成。 ・リサイクル可能な物への代替。 ・マイクロプラスチックの増加を抑止する製品の積極的使用。 ・プラスチック製品の高税金化。 ・資源ゴミのリサイクル徹底。 ・あらゆる廃棄物の適切な処理。 ・ペーパーレス化の推進。 ・コンクリート中心でなく、自然と調和する街づくり。 ・スウェーデンのように、買い物ではガラス製容器やタッパーを持参。 ・環境に配慮した商品（リサイクル可能な製品など）の購入。 ・エコ活動の推進、教育現場でのエコ活動の必要性の指導。 ・ゴミ捨て場に監視カメラ設置。 ・不法投棄の監視、取締り強化 ・不法回収業者や不法投棄の厳罰化。 ・ごみのポイ捨て厳罰化。 ・ポイ捨て禁止と路上喫煙禁止。 ・ごみをポイ捨てさせない仕組み。 ・観光客のゴミを捨て問題への取り組み。 ・ごみのポイ捨て取り締まりの強化、過料は街の清掃、修復費の一部に充てる。 ・ゴミ拾いなどのボランティア活動に住民が積極的に取り組む。 ・海へのゴミ捨て取締り。 ・フードロス対策。 ・食品ロスの最小化、地産地消の推進。 ・食品ロス対策として家庭での買い過ぎを防止。 ・スーパーにおいて、賞味期限間近商品を売り切る工夫。 ・ゴミ搬送システムの導入。
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・ビオトープを作る。 ・生物多様性に影響を与えるような事業を実行しない。 ・空気をきれいにする植物や木々の植樹。 ・緑を残すためのボランティア活動。 ・緑を大事にする、自然環境の破壊を防ぐ。

分類 (目指す環境像ごとに 関連する内容)	主なご意見
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・ 自然回復、街開発と自然保護の両立。 ・ 千葉駅周辺、都市部への緑化対策。 ・ 都市計画を見直し、緑地面積を倍増させる。 ・ 森林伐採を適切に行う、森林整備、有効活用、補助金の交付。 ・ 子里山の地権者、管理者への報酬、里山の地税軽減。 ・ 里山の再生にボランティアを活用、管理者の養成。 ・ 子供たちの植林体験。 ・ 遊休地・耕作放棄地や空き地の再利用、活用、整備、補助。 ・ 公園など自然の溢れる場所を増やす。 ・ 空き地を残し、そこに動植物を増やし見られるようにする。 ・ 公園や緑地をつぶしてマンションを建てない。 ・ 森林保全のため、建物新築への審査・制限。 ・ ミニ開発など全く緑のない住宅や違法建築が多いため、取締りを強化。 ・ 百年建築など建築物の耐用年数・使用年数を倍増させる。 ・ 新築住宅には空き家や空き地を活用し、森や山を無駄に造成しない。 ・ 住宅地と緑が一体となるようにし、山林を維持して災害を防ぐ。 ・ 緑地率による商業施設への減税、廃業施設の再生化、緑地化。 ・ 自然公園の整備、区ごと町ごとに大型公園を整備。 ・ 公園など自然と触れ合える場の確保。屋上に公園などを設置するなどの整備。 ・ 自然景観を損ねない、水辺に小道の造設、郊外の環境を大事にする。 ・ 街路樹の整備、電柱への支障をなくした防災対策。 ・ 公園や気軽に体験できる農園など、自然を大切にする施設の建設。
(d) 健康で安心して暮らせるまち	・ 排気ガスの規制、抑制、大気汚染の防止。 ・ 排気ガス、工場からの排煙問題への取組、推進する企業への助成。 ・ 下水に油や廃水を流さない、汚水対策。 ・ 排水溝、下水管の整備。 ・ 河川の水質管理、改善。 ・ 海岸と港をきれいに整備。 ・ 海岸の整備と河川護岸の整備。 ・ 水質検査の実施、排水管理。 ・ 下水道の整備と管理、市街化調整区域の常なる見直し。 ・ 水辺の環境整備、河川の清掃。 ・ 海辺の清掃イベントにより、民間企業との協働を推進。 ・ 川清掃などの地域参加型のボランティア活動。 ・ 主要河川（都川・鹿島川・花見川）に非常時の地下式の迂回水路または貯水池を建設。 ・ 騒音の厳罰化。 ・ 工場への騒音対策。 ・ 駅前のパチンコ店の排除。 ・ 騒音問題は重要だが、楽器も楽しみたい。 ・ 地質調査危険建築物の調査保全。 ・ 公園のトイレ改修工事。 ・ 快適な学校空間。

分類 (目指す環境像ごとに 関連する内容)	主なご意見
(e) だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	・ 歩きたばこの禁止。 ・ 環境問題に興味を持ってもらう ・ 一人一人が環境について考えて行動する（意識改革）。 ・ 市民の環境保全に関心を高めるためのセミナーの開催。 ・ スーパーにはエコバッグを持っていくなどの意識改革。 ・ 個人がやるべき清掃、地区毎の回覧板を継続する。 ・ 市民一人一人の行動指針の設定 ・ 理念と信念をもったリーダーの育成。 ・ モラルとマナーの向上、外国人に対しての教育。 ・ 市民が参加して自然環境を保全する活動 ・ 環境への協力の呼びかけ、ポイントなどの特典。 ・ 企業の取り組みや意識改革。 ・ 自治会や企業を通した啓発。 ・ 産業への規制強化。 ・ 工場等の事業者への取締り強化。 ・ 積極的に民間の力を活用。 ・ 国、自治体、企業が協力して取り組む。 ・ 高齢者の参加、協力が可能な環境対策事業を増やす。 ・ 市民にアンケートを頻繁に行い、積極的な問題点を掘り起こし。
(g) その他	・ 三輪電動アシスト車に配慮した道路整備（段差など）。 ・ 高齢者が暮らしやすいインフラ整備。 ・ 歩道の拡張や段差の解消。 ・ バイク規制。 ・ 渋滞の解消。 ・ 交通網の整備（自動車の減少）海浜環境の整備。 ・ 市内への車流入量の規制。 ・ 道路の整備、トンネル冠水対策など。 ・ 遅れに遅れている海沿いの開発。 ・ 廃校になった学校敷地を有効活用。 ・ 災害時への対策。 ・ IoT や情報インフラの推進の助成金や先進的なモデル都市等で実証実験。 ・ 地域開発と自然環境のバランス及び ICT 活用。 ・ 沿岸地盤強化。 ・ 避難所の整備、河川の氾濫防止、地震対策。 ・ 工場からの汚染を減らすための技術の向上。

あってほしい未来の姿から抽出した環境像に関連する言葉の中で多かったのは特に緑や自然の豊かさに関する内容でした。また、未来を連想させる「子ども」や、「豊かな」や「住みやすい」など暮らしの質の向上を望むような言葉も多く抽出されました。未来の姿を実現するために必要なこととしては、全ての分野で多くの意見をいただき、全ての分野で様々な取組が望まれていることがうかがえます。

2) 子どもアンケート

<実施概要>

- ・調査方法 調査票を各学校へ配布し、担任が生徒へ調査票を配布、回収
- ・調査期間 令和2年9月18日（金）～10月22日（木）
- ・有効回収数 2992人

【あってほしい未来の姿、未来の姿を実現するために必要なこと（自由記述）】

子どもアンケートでは、環境像の重要性の設問のほかに、「10年後、20年後に千葉市の環境がどのようになってほしいか」、自由記述欄を設けました。また、「その未来の姿を実現するために必要なことについて」も自由記述欄を設けました。

● あってほしい未来の姿・その理由など

分類 (目指す環境像ごとに 関連する内容)	主なご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・新しいエネルギーが増えてほしい。 ・二酸化炭素が出ない車をみんなが使っている。 ・大人になったら、地球温暖化が止まり、今より気温が高くなっていないといいな。 ・CO2（温室効果ガス）を出さずにH2で電気を作れたり水素自動車をみんなで見えるようになってほしい。
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・道にゴミがなく、みんながリサイクルとかをしていてきれいな町になってほしい。 ・何でもリサイクルできる市になってほしい。 ・砂浜にごみ1つなく海に1つもごみがなく海生き物が安全に暮らせるきれいな海。虫の命を粗末にする人がいない。 ・「リサイクル」で最近プラスチックゴミなどが海や海辺に流されなくなったら魚や生物が暮らしやすくなるし、地球にもいい環境になったらいいと思っている。
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・生き物や自然が豊かであつたらいいと思う。 ・生き物を大切にして、少しずつ保護を増やしてほしい ・森林や海の生き物を大切にして、生き物がいなくなっていないといいなと思う。
(d) 健康で安心して暮らせるまち	・空気を汚さないで汚いガスを空気にださないで安全になってほしいと思う。 ・事故を減らし、人々の安全がある千葉市になってほしい。 ・安全で、これ以上地球を汚さない暮らしになってほしい。
(e) だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	・みんなで環境を良くし、千葉市のみんなが不満なく住めるようにしたい。
(g) その他	・みんなが楽しく、便利な道具が増えていて暮らしやすい。 ・犬や猫も一緒に入れる店。車いすでどこまでも行ける。いろいろな場所に歩くエスカレーター。

● 未来の姿を実現するために必要なこと

分類 (目指す環境像ごとに 関連する内容)	主なご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・ 電気自動車や自然エネルギー（火、水、地熱エネルギー）などを使うようにしたほうがよい。 ・ 新しく環境にやさしいたくさん取れるエネルギーを見つける。 ・ 自然に対しての研究所などを作り、世界のエネルギーの調節などをする。 ・ 地球温暖化の原因（CO2 等）を減らすために植林活動をする。
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・ リサイクルに取り組んでゴミを減らす。 ・ ゴミの袋の値段を高くする、リサイクルできる物を増やす、町のいろいろなところにゴミ箱を置く、海に注意書きをする、3 R を書いたチラシを配る。
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・ 野生の生物を守り自然の森を守る。 ・ 生き物をいじめない、むやみに花や枝を折らない、生き物をつかまえたらちゃんと世話をする、木や植物に水をあげる。 ・ 建物を建てすぎないようにして、自然を守る。
(d) 健康で安心して暮らせるまち	・ きちんと法律を守りできるだけ安全を確保する。 ・ 水や空気を汚さず、技術より、健康を優先する。
(e) だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	・ 環境活動に積極的に取り組みをして環境を守る行動をとりたい。
(g) その他	・ コロナにならない様にコロナ対策し安全にしていきたい。 ・ 大人になったら安全運転をする。信号をきちんと見て横断歩道がないところはしっかり右左を見る。横断歩道があってもきちんと右左を見る。 ・ みんな仲良く過ごして安心ならいい。

あってほしい未来の姿から抽出した環境像に関連する言葉の中で多かったのは特に緑や自然の豊かさに関する内容でしたが、地球温暖化、リサイクル、空気や海のきれいさなど、幅広い分野で様々な意見が寄せられました。また、「皆・みんな」、「協力」といった言葉についても多く抽出され、住民 1 人 1 人の取り組みや市と市民が協力した取組についての要望が高いことがうかがえます。未来の姿を実現するために必要なこととしては、全ての分野で多くの意見をいただき、全ての分野で様々な取組が望まれていることがうかがえます。

3) 市民団体アンケート

<実施概要>

- ・調査方法 千葉市または、ちば市民活動支援センターに登録のある環境保全活動を行っている団体の電子メールアドレスに送付
- ・調査期間 令和2年9月下旬～10月
- ・有効回収数 19団体

【あってほしい未来の姿、未来の姿を実現するために必要なこと（自由記述）】

市民団体アンケートでは、環境保全の取組状況や環境に関する情報の入手方法などの設問のほかに、「10年後、20年後を見据えて将来の千葉市の環境がどうなっているか、またはどうあってほしいか」、自由記述欄を設けました。また、「その未来の姿を実現するために必要なことについて」も自由記述欄を設けました。

● あってほしい未来の姿・その理由など

分類	市民団体のご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・地球温暖化対策、環境保全・創造に積極的に取り組む。 ・市民が省エネ、再生可能エネルギーに関心をもつ。 ・工場、発電所からのCO₂による気候変動の影響のない街。 ・地域でエネルギー削減や資源循環に協力する。
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・市民が3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関心をもつ。
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・多くの市民が豊かな自然を楽しむ。 ・花と緑を味わいながら徒歩や自転車で過ごせる街。 ・分断された緑地が連結し生物多様性が実現し、生き物が行き交う環境。 ・豊かな自然（生態系）がこれ以上失われる事のない千葉市。 ・生態系は復元可能なティッピングポイント（臨界点）を超えてしまうと再生は難しいため、一人でも多くの市民が考える機会を得る。 ・人と生物が住みやすい都市。 ・住みやすさ・利便性と、豊かな自然環境が無理なく共存。 ・人と自然が調和した快適で安らぎのある風景。 ・自然と市民が共存し、他都市の手本となるような都市環境。 ・デジタル化が進んでも、人が自然環境の一部だと感じることができる環境都市。 ・市民が自然の中で生かされていることを自覚しつつ、相互に協力し暮らしている未来。 ・海、畑、雑木林、丘がある地域が東京沿線の方々の憩いの場になる。 ・臨海部製鉄工場の跡地において、人工海浜や森を造成する。 ・貴重な自然を子孫に伝える。 ・昔ながらの自然が保たれている場所の確保を未来に繋げる。 ・森林施業を通じて健全な森林を育成し、人類にとって望ましい地球環境を実現。
(d) 健康で安心して暮らせるまち	・快適に暮らせる場所。 ・水と大気がきれいで、緑豊かな。

分類	市民団体のご意見
(e) だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	・歴史、近代的な街並みについて地域で話し合い、行政がサポート。 ・都市近郊に位置する農山村域との交流をもっと身近にする。
(f) 全般	・千葉市の環境を維持発展させていく。 ・千葉市の現状を市民に発信する。
(g) その他	・多様性が持続可能な街づくりにつながる。 ・大学生を有効活用し、支え合う、持続可能な地域にする。 ・住む皆が安心し、特に高齢者が生きがいをもって暮らせる町。 ・創造性があり多様な文化に寛容な街。 ・テレワークが増えたため、モノレール沿線上の自然豊かな地域で暮らす人を増やす。 ・海浜公園として近隣のスポーツ公園と商業施設が賑わう。

● 未来の姿を実現するために必要なこと

分類	市民団体のご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	—
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・河川にゴミを捨てることのないようにする。
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・市民が自然に触れ、自然を感じられる場を保全。 ・手が届いていない森林に対し新たな森林管理システムを構築。 ・放置された耕作地への対策など、財源や人材を考えた最適な施策を検討。 ・自然にどこまで手を加えるのが良いのか考える。 ・山林における太陽光発電の設置により、動植物が住まいを追われるため対策が必要。 ・外来種を持ち込まれないような対策。 ・市民が身近な自然（動植物、田畑、海、里山など）を体験する。 ・農業、林業従事者にも自然保護の教育が必要。 ・森林環境税の森林整備における各課題への有効利用。 ・林業農業従事者が高齢化の中で、放棄田、森林荒廃への公的支援。 ・長期的な視点でグリーンインフラとして自然環境を捉え、持続的な利用を意識した施策。
(d) 健康で安心して暮らせるまち	—

分類	市民団体のご意見
(e) だれもが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	・幼稚園、小学校の子どもたちへの自然教育の推進。 ・若い世代が自然に触れる、関心を持つ機会を増やす。 ・子供に自然に親しみ生き物とふれあう体験をさせて、自然とヒトとの共生を考える力を育む。 ・地球環境を未来世代に残していけるようその輪を広げる。 ・市民や団体の参加により、行政が協同して課題に取り組む。 ・行政・住民・事業者が情報共有を図り、一体となり環境保全対策などを推進。 ・子供たちの意見を取り入れるため、定期的な話し合い場を開催する。 ・行政とステークホルダーとの連携体制の構築。 ・多様な市民団体と行政、企業、学校などが連携。 ・NPO、NGOなどの活動が活発化する様に、行政、民間が支援。 ・環境行政のコンセンサスを得て、財源も確保し具体策を実行する。 ・市民それぞれが、持続可能な社会作りが重要であると認識し、行動する。 ・地球の現状を直視し、個人が考え行動に移す。 ・目安箱的な自由な意見を反映できるような仕組み。
(f) 全般	・SDGsの理念を活かした次期環境基本計画。 ・気候変動など環境変化に対し、市の総力を挙げて環境行政に取り組む。
(g) その他	・千葉市から日本全国に発信できるような仕組み作りが必要。 ・千葉市の現状、ありのままを頻繁に発信する。 ・千葉市が良い環境であることを発信。 ・近年自然災害が増えているため、安全・安心な生活を送れるようにする。 ・市民が自然への関心を高めるためのソフトウェア整備、財政支援。 ・若者やクリエイターのためのコワーキングスペース、スタジオ、工房などを誘致。

あってほしい未来の姿から抽出した環境像に関連する言葉の中で多かったのは特に緑や自然の豊かさに関する内容でした。また、未来を連想させる「子ども」や、「豊かな」や「住みやすい」など暮らしの質の向上を望むような言葉も多く抽出され、市民アンケートや事業所アンケートと同様の傾向となりました。望ましい環境都市の姿として、全ての分野で多くの意見をいただき、全ての分野で様々な取組が望まれていることがうかがえます。

4) 事業所アンケート

<実施概要>

- ・調査方法 事業者登録情報に記録されている 千葉市内の事業所約 900 社 の電子メールアドレスに送付
- ・調査期間 令和2年7月27日(月)～8月27日(木)
- ・有効回収数 78 社

【あってほしい未来の姿(自由記述)】

事業所アンケートでは、環境保全の取組状況や環境に関する情報の入手方法などの設問のほか、「10年後、20年後を見据えて将来の千葉市の環境がどうなっているか、またはどうあってほしいか」、自由記述欄を設けました。また、「その未来の姿を実現するために必要なことについて」も自由記述欄を設けました。

● あってほしい未来の姿・その理由など

分類	事業所のご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・地球温暖化対策が浸透した都市。 ・温暖化の防止に取り組み、省エネルギー化を促進。 ・地球温暖化、酸性雨、フロン等の世界的な環境問題について積極的に取り組む町。 ・風力や太陽光をはじめとした再生可能エネルギーによる脱炭素社会。 ・化石燃料による発電から再生可能エネルギーにシフト。 ・電気自動車の普及、安全性能の充実。 ・ハイブリッドカー、太陽光発電の導入の継続。 ・自転車で移動し易い環境。
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・資源を効率的・循環的に利用したまち。 ・3Rによる環境と経済が両立した循環型社会。 ・資源循環に対する取り組みを市民が認知。 ・完全リサイクル社会(全てのゴミが回収されケミカルもしくはサーマルにリサイクル)。 ・廃棄物は出来るだけリサイクル出来る永続的な施設があり、ごみの放置がない街。 ・ゴミ排出削減を進め、リサイクルや資源循環化についても県内で先進的な市。 ・不法投棄がない街。 ・公共の場にゴミが落ちていない街を実現。 ・温暖化防止、災害に強い、ゴミがない街。 ・台風・水害等の発生による事業用のごみの排出増加に対応する。 ・環境に対応した資源利用をどの世代も理解し、今よりも良い環境。 ・自分の足元を美しくする取り組み。 ・一人一人が行動を変えることで、ゴミが落ちていない街を実現する。

分類	事業所のご意見
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・ 自然豊かな環境を維持。 ・ 誰もが自然を感じられる街。 ・ 環境保護活動の継続的改善、生物多様性への配慮に努める ・ 水辺等の環境保全を推進し、自然と触れ合いができる環境。 ・ 森林が豊かで、地球温暖化を抑え自然災害が減少し、安心して住める町。 ・ 都会と田舎、両方の環境の継続。 ・ 自然環境を守りつつ利便性を追求。 ・ 人と自然が調和、共存している街、都市。 ・ 自然を壊すことなく、人々が安心して過ごせる環境。 ・ 都会でありながら自然が残る街、人と企業が集まる街。 ・ 豊かな自然と、都市部と郊外からなる生活環境が共存。 ・ 経済の発展のみならず、自然や歴史を大切にしたい都市。 ・ 豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまち。 ・ 海、川、森、田園地帯が豊かに存在し、都市との調和、維持コントロール出来る未来。 ・ 近未来化が進み便利な世の中になる一方、自然を失うことなくバランス良く共存。 ・ 海などの豊かな自然、最先端の企業、球団や大型イベント会場などがみごとに融和。 ・ 中心部において緑や自然が豊かで、市民が住み続けたいと思える環境。 ・ きれいでない公園への対策。(古いベンチや遊具、雑草だらけの広場の整備。)
(d) 健康で安心して暮らせるまち	・ きれいな空気や水辺、木々の緑に囲まれた都市空間。 ・ 技術開発の促進により化学物質排出の抑制や環境汚染を未然に防止。 ・ 光化学スモッグの撲滅。 ・ 良好な生活環境の保持として、粉塵やほこりのない環境を確保。 ・ 大気や水質の汚染状況を監視し発生を抑制する対策を行う。 ・ 大気の保全は大変重要。 ・ 健康で安心して暮らせる町。 ・ 下水処理 100%を実現。
(e) 誰もが環境の保全・創造に向けて取り組むまち	・ 環境改善に向け特に工場系の大企業が努力する。 ・ 市民や企業がその環境づくりに自ら参画。 ・ 市と企業・住民が一体となった取組みを行い住みやすい都市。 ・ 行政、市民、事業者が協調して環境負荷低減に取り組む。
(f) 全般	・ 環境負荷の低い街 ・ 日常生活や経済活動で発生する環境負荷を低減。 ・ 無駄のない持続可能な街。 ・ 環境保護と経済活動の両立する持続可能な社会。 ・ 市の環境保護に対する取組が、千葉県や関東圏の環境保護政策を主導、手本になる。 ・ 経済発展と環境維持の両立。 ・ 環境と経済成長の共存のため、エコを重要視した施設や工場の建設。 ・ 地域の特徴を生かした都市化 ・ SDGs の推進、豊かな生活環境。 ・ 環境負荷の低減を進め SDGs に向かう。 ・ 安心して子供たちにバトンを渡せる環境。 ・ SDGs の活動の評価が定量化され、国内でも先進的な街として位置づけられる街。 ・ 千葉市だけではなく全国的に地球環境が良くなっていることを希望。

分類	事業所のご意見
(g) その他	・高齢者のための公共交通機関（バス・タクシー）の拡充。 ・国道の整備（渋滞緩和）や歩道の整備（交通事故防止）。 ・災害時等に備えた施設、設備のある街。 ・無駄な公共事業の削減し、自然環境整備へ充てる。 ・小売業の立場から高齢化社会に対応した街づくり。 ・高齢者が置いて行かれない未来、高齢者が若者の邪魔になってはならない未来。 ・住みよい環境、働きやすい環境。 ・環境保全と防災が両立。 ・どのような年齢、性別、人種の住民にも、安心して生活できる千葉市。 ・道路の雑草がない街。

● 未来の姿を実現するために必要なこと

分類	事業所のご意見
(a) エネルギーを有効に活用し、地球温暖化防止に取り組むまち	・地球温暖化対策、循環型社会を基軸とした環境保全活動により環境負荷を低減。 ・エネルギーの効率的な活用、自然エネルギーの導入、緑の保全への対策強化を推進。 ・千葉火力発電熱効率の維持、向上に努める。 ・会社全体として再生可能エネルギーの開発を積極的に推進。 ・再生可能エネルギーの普及。 ・再生可能エネルギーを取り入れた街づくり。 ・自然エネルギーの活用、再生エネルギーの活用などを推進。 ・市民や各企業がエネルギー使用量の削減に自ら取り組むようにするための施策実施。 ・資源やエネルギーを効率的に活用し、環境負荷を低減。 ・幹線道路沿いにおいて、自転車の走行環境の整備。
(b) 資源を効率的・循環的に利用したまち	・資源を大切に利用する。 ・ごみの減量化と更なるリサイクルの促進。 ・ごみの排出量を減らすような啓蒙活動を引き続き実施。 ・ごみ袋の値上げ等の措置。 ・市民や各企業がゴミの削減に自ら取り組むようにするための施策実施。（例：ゴミの排出量増加に対してのペナルティ等） ・ゴミの削減、廃棄物の削減。 ・永続的リサイクルプラントの建設と市民への分別リサイクルの周知。 ・エネルギーや廃棄物に関するリサイクルループの構築。 ・企業はリサイクル技術を開発し、政府・地方公共団体はそのシステムを構築。 ・公共工事において、撤去品等を極力発生させないような発注の仕方が必要。 ・気象変動を主原因とする自然災害より発生するガレキ処分。
(c) 自然と人間の調和・共存した快適で安らぎのあるまち	・公園を多く作り整備。 ・公園等の有効活用。 ・都市部の緑化と郊外の里山の整備。（循環型都市化計画）。 ・SDGsでも謳われている生物多様性への対応。 ・川、海、山など自然と触れ合うことができる環境を維持。（未来の子供たちが健康で安心して暮らせるように） ・河川の護岸整備（サイクリングロードや散歩道の整備や生き物の住みやすい環境の整備と共に大雨時の氾濫等の災害に備えた整備） ・現状の自然環境を壊すことのないよう配慮。 ・無駄な自然破壊を行わない。 ・自然を損なわずに寄り添って人の手を入れ整える。 ・防災や環境に配慮した新しい公園の整備。

分類	事業所のご意見
(d) 健康 で安心し て暮らせ るまち	・ 工業地帯から排出される汚染物の浄化。 ・ 有害な化学物質による環境汚染を未然に防止。 ・ 光化学スモッグの原因となる物質の調査、低減に向けた調査・指導の強化。 ・ 空気のきれいさ、公共交通機関の利便性向上。
(e) だれ もが環境 の保全・創 造に向け て取り組 むまち	・ 一人一人の環境にやさしい行動ができるようなルールづくりや啓発活動。 ・ 啓発活動、広報が重要。 ・ 市民が地球環境の危機的状況を認識する様な活動。 ・ 環境法令の遵守と社会要求事項に対応し、環境に配慮した事業活動を行う。 ・ 環境への理解を深め、世代間で意見交換。 ・ 真摯な対話により、現状の課題に取り組むことが必要。 ・ 多面での行政の協力・支援。 ・ 企業と行政の連携を強化し、一体となった取り組みが必要。 ・ 市や県による自然災害復興支援の強化、官民一体となった環境活動強化。 ・ 行政と企業と住民がそれぞれ情報共有を行い、協力し合う。 ・ 市民・事業者・行政が一体となり環境負荷低減に向けた取り組み・指標の策定。 ・ 市民や各企業が、見本となる自治体の取組みや成功事例を学ぶ機会を設ける。 ・ 事業所内の本社担当者の環境保護に対する真剣度を高める。 ・ 計画に掲げている、豊かな自然と生活環境を守り、育み、うるおいのある環境とともに生きるまちに向けて、官民ともに絶え間ない努力が必要。 ・ 市として積極的に説明し、市政の現状にあった環境都市計画を推進。 ・ 義務教育の中で環境問題を取り上げ、地域の美化活動等を実践。 (例えば、小学校の敷地回りの清掃など) ・ 個人の環境に対する意識を持ち続ける。 ・ 一人ひとりがエコ化に取り組む。 ・ 先ずは市民ひとりひとりが環境に興味を持つ。 ・ 市が専門家の意見を聞きながら新しいことにチャレンジする姿が大切。 ・ 啓発活動は大切ですが、環境問題に対する実践的な活動が必要。 ・ ひとりひとりの意識の向上を図れるような具体的な政策。 ・ 企業の各種法令・条例を守った活動。 ・ 継続的な周知徹底。情報発信。 ・ 市民の情報発信のさらなる強化、市政だよりでの特集増、市主催のイベント増など。
(f) 全般	・ 市長の強いリーダーシップ。 ・ 持続可能な環境・社会・経済の実現を目指す。 ・ 環境監視測定やCO2削減対策、CSR等の企業側の活動をより一層推進。 ・ 水質の改善、CO2の削減、歴史建造物の保護、自然災害に強い街。 ・ 補助金による設備投資の促進。 ・ 補助金交付。

分類	事業所のご意見
(g) その他	・ 運賃の見直し、バスの小型化。 ・ 交通量の多い道路の拡幅。 ・ 公共交通機関の充実、その情報を高齢者へ伝える。 ・ 郊外へのアクセスの容易さ、郊外への人の流れを作る。 ・ 自由に使える駐輪場の整備。 ・ 道幅の拡張、半地下化、バイパス化。 ・ 空き家の有効活用と老朽化した建物の解体。 ・ 建設業に対する地元企業の評価を上げる。 ・ 市がドローン業者と小売業者との懸け橋となり、買い物難民となった高齢化（の住む地区）にサービス出来る体制を構築。 ・ 除草作業。 ・ 製造コストの削減⇒販売価格の削減、デザイン、性能アップ。 ・ 無駄な経費のかからない木(手入れのいらない木々)を植える。 ・ 人口減少に対応できる行政運営。

あってほしい未来の姿から抽出した環境像に関連する言葉の中で多かったのは特に緑や自然の豊かさに関する内容でした。また、未来を連想させる「子ども」や、「豊かな」や「住みやすい」など暮らしの質の向上を望むような言葉も多く抽出され、市民アンケートや市民団体アンケートと同様の傾向となりました。望ましい環境都市の姿として、全ての分野で多くの意見をいただき、全ての分野で様々な取組が望まれていることがうかがえます。

HP アンケートの内容掲載予定

4 千葉市環境審議会委員 委員名簿

(1)環境審議会委員(令和3年7月時点)

氏 名	職 名
相川 正孝	連合千葉中央地域協議会副議長
安立 美奈子	東邦大学理学部准教授（森林生態学）
石川 弘	千葉市議会総務委員長
石崎 勝己	千葉県環境生活部次長
伊藤 康平	千葉市議会都市建設委員長
大串 和紀	市民公募
岡本 眞一	東京情報大学名誉教授（環境情報）
鎌田 寛子	元国際協力専門員（国際協力）
河井 恵子	千葉市生活デザイン研究会会長
倉阪 秀史	千葉大学大学院社会科学研究院教授（環境経済）
桑波田 和子	特定非営利活動法人環境パートナーシップちば代表
小林 悦子	金沢医科大学講師（環境労働衛生）
櫻井 崇	千葉市議会環境経済委員長
杉田 文	千葉商科大学商経学部教授（環境水文）
鈴木 喜久	千葉市町内自治会連絡協議会中央区町内自治会連絡協議会会長
瀬古 歩	一般社団法人千葉市医師会理事
高梨 園子	千葉商工会議所女性会会長
唐 常源	千葉大学大学院自然科学研究科教授（地下水）
中間 一裕	市民公募
中村 俊彦	放送大学客員教授（生態）
福地 健一	木更津工業高等専門学校基礎学系教授（環境影響評価）
前野 一夫	千葉大学名誉教授（人工システム科学）
三輪 洋平	公益社団法人千葉青年会議所専務理事
渡辺 静子	千葉市女性団体連絡会副会長

(2)環境基本計画専門委員会委員

氏 名	職 名
岡本 眞一	東京情報大学名誉教授
倉阪 秀史	千葉大学大学院社会科学研究院教授
桑波田 和子	特定非営利活動法人環境パートナーシップちば代表理事
小林 悦子	金沢医科大学講師
杉田 文	千葉商科大学商経学部教授
押田 佳子	日本大学理工学部准教授
近藤 昭彦	千葉大学理学部教授
羽染 久	一般社団法人 廃棄物処理施設技術管理協会専務理事
矢野 博夫	千葉工業大学情報科学部教授

(3)大気環境目標値専門委員会委員

氏 名	職 名
岡本 眞一	東京情報大学名誉教授
河井 恵子	千葉市生活デザイン研究会会長
堀本 泰秀	千葉県環境研究センター主任上席研究員
松葉 邦雄	株式会社環境管理センター技術顧問
三澤 正	千葉大学名誉教授

5 千葉市環境基本条例

平成 6 年 12 月 21 日

条例第 43 号

千葉市環境保全基本条例(昭和 46 年千葉市条例第 18 号)の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 9 条)

第 2 節 環境基本計画(第 10 条)

第 3 節 環境の保全及び創造を推進するための施策(第 11 条—第 25 条)

第 3 章 地球環境保全の推進(第 26 条)

第 4 章 環境審議会(第 27 条—第 32 条)

附則

私たちの千葉市は、緑と水辺に恵まれた豊かな自然環境のもと、縄文の昔から培われた歴史と文化などの貴重な財産を活かしながら、都市としての形成、発展の過程を歩み、今やわが国有数の大都市として成長してきた。

しかしながら、大都市化に伴う人口の増加、産業の集中は、資源、エネルギーの大量消費をもたらすこととなり、環境への負荷が増大するとともに、身近な自然も減少してきた。私たちは、こうした状況の中で、懸命に環境の保全や新たな良好な環境を育むことに取り組み、快適な都市づくりに努力をしてきた。

今日、生命の源であり、人類の生存の基盤である環境は、地球的規模で大きな影響が及ぼされるに至っており、良好な環境の回復は、世界のすべての人々により希求されるところとなっている。

人類は地球があやなす自然の恵みのもとで、その生命を育む存在であるという認識に立ち、千葉市において、率先して良好な環境を保ち、創り出すことにより、人に、地球に優しい都市を実現することが、私たちの願いである。

もとより、良好な環境は、私たちにとってかけがえのないものであり、これを保全し、積極的に創造しつつ、将来の世代へ継承していくことは、私たちの使命である。

千葉市は、種々の条件に恵まれており、さらに成長発展していく都市である。私たちは、より一層英知を傾け、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的に発展する都市の構築に努め、もって人に、地球に優しい千葉市を実現していくため、ここに、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もつ

て市民の健康で文化的な生活を確保する上で必要な環境を保全及び創造し、現在及び将来の市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地下水位の著しい低下、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

- 第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境及び人と自然が共生する環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。
 - 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることにかんがみ、すべての者が、これを自らの問題としてとらえ、積極的に貢献するようにしなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響の低減に努めるものとする。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
 - 3 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。
- 2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境の月）

- 第7条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深める

とともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の月を設ける。

2 環境の月は、6月とする。

3 市は、環境の月の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(環境白書)

第8条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにするため、千葉市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。
- (3) 市民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある都市空間の形成、地域の特性を活かした美しい景観の形成及び歴史的又は文化的環境の形成等を図り、もって健康で安全かつ快適な生活環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が徹底される社会を構築し、並びに環境の保全及び創造に関する技術等の活用により地球環境保全に貢献することのできる社会を構築すること。

- (5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

第2節 環境基本計画

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
 - (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、千葉市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更にについて準用する。

第3節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(規制の措置)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 市は、野生生物の適正な保護に関し、及び自然環境を保全することが必要な区域において自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、市は、新たな環境への負荷等に対し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域の良好な環境の確保)

第12条 市は、緑及び水辺の適正な保全及び創造、健康で安全かつ快適な生活環境の確保に資する適正な都市空間の形成並びに歴史的遺産又は文化的施設の活用等による心豊かな環境の形成を図ることにより、地域の特性を活かしつつ良好な環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者による環境影響評価に係る措置)

第13条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者が事業の実施前に環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促すため、必要な措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、事業者及び市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のため必要かつ適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため必要があるときは、環境への負荷の低減を行う者に対する適切な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第15条 市は、廃棄物及び下水の処理施設等の環境への負荷の低減に資する施設及び公園、緑地等の快適な環境の保全及び創造に資する施設の整備等を推進するものとする。

- 2 市は、希少野生生物の保護等に資する施設の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の再生利用等による廃棄物の減量及び資源の循環的な利用並びにエネルギー

一の効率的利用等による有効利用について、必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の参加等の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策が効果的に実施されるよう市民及び事業者の参加及び協力を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に資する活動に参加できるようその機会を設けること。
- (2) 市民及び事業者の意見を市が行う環境の保全及び創造に関する施策に反映させること。

(情報の提供)

第18条 市は、環境の保全及び創造に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、又はこれらの者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者が構成する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実等)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、調査研究及び試験研究の充実を図るとともに、その成果の普及に努めなければならない。

(環境の状況の把握等)

第 22 条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、巡視等の体制を整備するものとする。

(公害による被害者の救済等)

第 23 条 市は、公害による被害者の救済に関し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境汚染が市民の健康に及ぼす影響等の調査その他の市民の健康の保護を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備等)

第 24 条 市は、その機関相互の連携を緊密にするとともに施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するため、市民、事業者及び民間団体等と協働して取り組むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 25 条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組みを必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全の推進

第 26 条 市は、地球環境保全に貢献するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、地球環境保全及び開発途上の地域の環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 4 章 環境審議会

(設置)

第 27 条 環境の保全及び創造に関して、基本的事項を調査審議する等のため、千葉県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 市長は、次に掲げる事項を審議会に諮問しなければならない。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 市議会議員

5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長及び副会長を置く。

7 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成 22 条例 48・一部改正)

(部会)

第 28 条 審議会に、前条第 2 項第 2 号に掲げる事項を調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第 9 項の規定は、副部会長について準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(平成 22 条例 48・追加)

(専門委員会)

第 29 条 第 27 条第 2 項各号に掲げる事項のうち、特定の事項について専門的に調査研究するため、審議会又は部会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、審議会に置かれる専門委員会にあつては会長が指名する委員、部会に置かれる専門委員会にあつては部会長が指名する当該部会に属する委員で組織する。

3 専門委員会に、第 1 項に規定する特定の事項を調査研究するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、当該特定の事項に関し専門的知識を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

5 臨時委員は、その者の任命に係る当該特定の事項に関する調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(平成 22 条例 48・追加)

(委員及び臨時委員の秘密保持義務)

第 30 条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(平成 22 条例 48・追加)

(関係者の出席等)

第 31 条 審議会、部会及び専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平成 22 条例 48・追加)

(委任)

第 32 条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平成 22 条例 48・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千葉県地域環境保全基金条例の一部改正)

2 千葉県地域環境保全基金条例(平成 2 年千葉県条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(空地に係る雑草の除去に関する条例の一部改正)

3 空地に係る雑草の除去に関する条例(昭和 44 年千葉県条例第 50 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の一部改正)

4 緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和 46 年千葉県条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 22 年 3 月 23 日条例第 48 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

6 用語集

(作業コメント)

- ・本文中の脚注との使い分け等を整理することを検討。
- ・本文中の用語と対照できるよう、ページ順に並び替えることを検討。

【い】

一酸化炭素

一酸化炭素は、無味、無臭、無色、無刺激な気体で、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。化学式は CO。環境中の主要な発生源は自動車排出ガスである。

一般廃棄物

「廃棄物処理法」の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される家庭ごみのほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

【え】

エコアクション 21 (ecological action 21)

環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取組を行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインに基づき審査、認証、登録する制度。

エコドライブ (ecological drive)

駐車時のアイドリングストップ、交通の状況に応じた安全な低速走行、タイヤの空気圧の適正化、エアコンの使用を控える、不要な荷物は積まない、迷惑駐車はしないなどにより、大気汚染物質排出量の削減、効率的な燃料消費等が可能となる環境にやさしい自動車の運転方法のこと。

【お】

温室効果ガス

大気を構成するガスで、赤外線を吸収し、大気温を上昇させる効果を有する気体。「地球温暖化対策推進法」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等 3 ガス(HFC、PFC、SF6)の 6 つを削減対象の温室効果ガスとして規定している。

【か】

海洋プラスチック問題

海洋プラスチックごみとは海洋に流出する廃プラスチック類のことを指す。

海洋ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。また、近年、マイクロプラスチック(一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。

化学的酸素要求量 (COD : Chemical Oxygen Demand)

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応(酸化)させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値をいう。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどは、大昔の動物や植物の死がいが地下で長い年月をかけて変化したものであり、これらを化石燃料と呼んでいる。現在、世界で使われているエネルギーの4分の3以上を化石燃料が占めている。しかし化石燃料は資源量に限りがあり、燃やすと二酸化炭素が発生し、地球温暖化や酸性雨の原因になることから、世界規模で化石燃料の使用を制限する動きが強まっている。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して国民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

環境基準

環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法により政府が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境教育

持続可能な社会を目指し、人の健康や生活に直接影響する公害や地球温暖化等の環境問題をはじめ、生物多様性や生態系に関する知識や情報を伝え、その理解を深めるとともに、自然環境及び社会環境の保全・再生に向けた対応や行動に資するための教育。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能等を活かし、化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業、農法のこと。

環境報告書

企業等が環境に配慮して行った取組等について取りまとめ、一般に公表する報告書のこと。

環境マネジメント（environmental management）

企業等が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために取り組む行動を計画・実行・評価することであり、環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、実行、記録し、その実行状況を点検して、方針等を見直すという一連の手続きを環境マネジメントシステムと言う。

環境目標値

本市の環境基本計画に掲げる定量目標の中で、大気・水質・騒音・有害化学物質・地下水・土壌の項目について、環境基準等を参考に達成すべき目標として設定したもの。

環境リスク（environmental risk）

人為活動によって生じた環境の汚染や変化（環境負荷）が、環境中の経路を通じて、ある条件のもとで人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）のこと。

【き】

基本目標

5つ目の柱ごとに今後取り組むべき対策を施策の分野別に整理して必要な取組の方針を示したもの。

【こ】

光化学オキシダント（photochemical oxidants）

大気中に窒素酸化物と揮発性有機化合物が共存する場合、太陽の紫外線的作用によって光化学反応が起こり、二次的にオゾン、二酸化窒素、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）、アルデヒド等が生成される。これらのうち、二酸化窒素を除いた酸化性物質が光化学オキシダントと言われ、特殊な条件下でスモッグ（光化学スモッグ）を発生させる。

降下ばいじん

大気中の粒子状物質のうち、重力、雨等によって降下するばいじん、粉じん等のこと。

こどもエコクラブ事業

次代を担う子どもたちが地域の中で主体的に、地域環境・地球環境に関する学習や活動を展開できるように支援するため、1995 年に当時の環境庁が主体となり発足した事業。

【さ】

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すことができるエネルギーのこと。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指す。

里山地区

千葉市では、里山の保全を推進するため、2001 年度より、身近な森林の保全、さらには地域住民と都市住民の参加による多様な森林活動を通じた交流の場づくりを目的として「里山地区」を指定している。

産業廃棄物

「廃棄物処理法」により定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物のこと。多量発生性、有害性の観点から、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

【し】

次世代自動車

2008 年 7 月に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」においては、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車等と定義されている。

自然共生社会

新・生物多様性国家戦略(2001 年地球環境保全関係閣僚会議決定)では、生物種の絶滅回避など 3 つの目標を設定した目的として「生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存の確保された「自然と共生する社会」を構築する」ことがあげられた。また、2007 年に閣議決定された 21 世紀環境立国戦略では、「自然共生社会」の実現は持続可能な社会を目指すために低炭素社会、循環型社会の実現とともに必要な3本柱であるとされた。

自然との共生は欧米では理解されにくい概念であったが、生物多様性条約 COP10(2010 年名古屋開催)で採択された生物多様性の世界目標(愛知目標)の中で 50 年後にめざすべき世界像を自然と共生する社会とすることが日本の提案により合意されている。

湿式放熱

温水等を使用したビル壁面等での放熱を利用した冷却装置。

持続可能な開発目標 (SDGs)

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称で、2015 年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを宣言している。

食品ロス (フードロス)

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。食べ物を捨てることはもったいない

ことで、環境にも悪い影響を与えてしまう。

循環型社会

「循環型社会形成推進基本法」では、「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう」と定義されている。

循環型共生社会

情報通信技術 (ICT) 等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現する社会。

浄化槽

し尿や生活雑排水 (厨房排水、洗濯排水等) を沈殿分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒、放流する装置。

し尿のみを処理する装置を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水を一緒に処理する装置を合併処理浄化槽という。浄化槽法の改正により、平成 13 年4月以降 (旧) 単独処理浄化槽の使用者は、みなし浄化槽 (旧単独処理浄化槽) から、高度処理型浄化槽への転換等に努めることとされている。

自立分散型エネルギー

再生可能エネルギー等を最大限活用し、災害時等に電力系統からの電力供給が停止した場合においても、自立的に電力を供給・消費できる低炭素なエネルギーシステム及びその制御技術。

【す】

ステークホルダー

企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的または間接的に利害関係がある組織や人物をいう。企業の利害関係者としては、消費者、取引先、投資家、地域住民、従業員、行政組織等の関係者をいう。

スマートグリッド (smart grid)

インターネットなど IT の情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけることで、エネルギー源の分散化、双方向化、オープン化を実現するなど、従来の集中型電力供給システムの課題を解決することを目指す次世代送配電システムのこと。

【せ】

生態系

あるまとまった地域に生活する生物全体とその地域を構成する環境が一体となったシステムを指します。池、森、山、海域などが、それぞれひとつの生態系として扱われます。生態系の中では生物同士、また生物と環境が互いに影響し合いつつ継続的な安定した関係を保っています。開発などによる自然の改変は、その地域の生態系のバランスを崩し、そこに住んでいた、いくつかの生物を滅ぼしたりして、生態系の内容を変えてしまうおそれがあります。

生物化学的酸素要求量 (BOD : Biochemical Oxygen Demand)

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、有機物などが微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量に対応する酸素量を濃度で表した値のことをいう。

生物多様性

私たち人間を含む生物・生命の変異・変化の総体を指す言葉で、遺伝子のレベルから種、更には生物の群落・群衆、そして生態系に至る多様性を包含する。食料をはじめとする資源・エネルギーから水や空気の浄化などの環境の安定性、さらに人々の心や精神を育み、私たちの生活・文化を支える大切なものとして認識されるようになった。

生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)

2010 年 10 月に名古屋で開催された「第 10 回生物多様性条約締約国会議」のこと。生物多様性条約を締結(批准)した国による会議で、1994 年 12 月にナッソー(バハマ)で開催された第 1 回目(COP1)から数えて 10 回目となる。また同時に、カルタヘナ議定書第 5 回締約国会議(MOP5)も兼ねている。日本では、普及のために「国連生きもの会議」の別称も使用された。なお、2010 年は国連が制定した生物多様性年でもあった。

これまでの締約国会議(COP)では、遺伝子改変生物の取り扱いを定めた「カルタヘナ議定書」や「現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに大きく低減させる」ことを戦略計画全体の目的としたいいわゆる「2010 年目標」などが採択されてきたが、今回の会議では、「2010 年目標」の達成度が検証され、2010 年以降の目標(「ポスト 2010 年目標」)となる「愛知目標(愛知ターゲット)」が採択された。また、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する「名古屋議定書」、日本の提案による「SATOYAMA イニシアティブ」と「国連生物多様性の 10 年」決議なども採択された。なお、MOP5 では、カルタヘナ議定書を補完して遺伝子組換え生物による損害補償などを定めた「名古屋・クアラルンプール補足議定書」が採択された。

ゼロカーボン

二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源(事業活動や日常生活)による排出量と、建設資材等の原材料への二酸化炭素の再利用や森林吸収等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出量の実質ゼロを指す。

【そ】

騒音レベル

周波数重み特性 A(人の感覚の周波数特性を模したもの)をかけて測定された音圧レベルを騒音レベルといい、単位にはデシベル(dB)を用いる。

【た】

太陽熱利用システム

不凍液等を強制・自然循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽などから構成され、太陽熱を給湯や暖房等に利用するもの。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール(Co-PCB)の 3 物質がダイオキシン類として「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義されている。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン 75 種類、ポリ塩化ジベンゾフラン 135 種類、ポリ塩化ビフェニール(PCBs)209 種類と多くの仲間(異性体)があり、分解しにくい性格から環境中に微量であるが存在する。

多自然護岸整備河川

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、また、改変せざるを得ない場合も最低限の改変に留めるとする自然環境に配慮した河川工事である多自然型川づくりによる護岸整備が実施された河川。

ダストボックス方式

千葉市では、1963 年から家庭系ダストボックスによってごみも資源物も分別することなくまとめて収集していたが、1992 年 10 月から5分別収集に移行し、ごみの分別と再資源化を推進している。

脱炭素社会

2014 年 11 月に最後の統合報告書が出された IPCC 第 5 次評価報告書では、世界の平均気温が 1850 年から 1900 年平均比で 2℃以内に収まるためには、2100 年で 73%から 107%の温室効果ガスの削減が必要とされた。また、2015 年末に合意されたパリ協定では、世界の気温を 2℃未満とする目標が掲げられた。

それまでは、2050 年までに温室効果ガスの半減が必要であるとされ、その場合、先進国は少なくとも 80%の削減が必要であることから、低炭素社会という言葉や脱炭素社会という言葉が同時に使われてきた面があるが、今後は、先進国のみならず世界全体でも、化石燃料の利用に関して、最終的には脱炭素社会を目指さねばならないという考え方が強まってきている。

【ち】

地球温暖化

人の活動によって、大気中の二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン等の温室効果ガスの濃度が上昇し、地表の平均気温が上昇すること。地球温暖化により、人間をはじめ広く生態系に大きな影響を及ぼすことになるものと懸念されている。

窒素酸化物

NO_x。窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれる。

ちばルール

市民・事業者・市の三者がそれぞれの役割のもと、ごみの減量とリサイクルに協働で取り組もうと、市が策定した行動指針。発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle)を 3 つのルールとして捉え、項目ごとに市民と事業者が実践すべき行動を示している。

【て】

低炭素社会

地球温暖化の主因とされる二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に抑制することができるような産業・生活システムを構築した社会。

適応策

地球温暖化の進行に伴い被害が大きくなることが懸念されている気象災害等の、気候変動の様々な影響による被害を最小化あるいは回避するための対策。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物や二酸化炭素などの排出の少ない自動車。既に実用化されている電気自動車、圧縮天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等の他、LPG 車、水素自動車、燃料電池自動車、エタノール自動車、バイオディーゼル自動車等多種多様なものがある。

テレワーク

テレワークとは「情報通信技術 (ICT=Information and Communication Technology) を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。Tel (離れて) と Work (仕事) を組み合わせた造語で、本

抛地のオフィスから離れた場所で、ICT をつかって仕事をするをいう。

低炭素街区

市街地等における低炭素型のまちづくりを推進するため、省エネ先端技術やシステム等を活用し街区単位での低炭素化を目指すもの。

【と】

透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法。

都市公園

都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものを言う。都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、また、国が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

特定外来生物

外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法で指定されたものをいう。

特別緑地保全地区

都市緑地法に規定された制度で、都市計画区域内で良好な自然環境を形成している緑地のうち、市町村が都市計画に「地域地区」のひとつとしてその区域を定めた緑地。

二酸化窒素

代表的な大気汚染物質の一つで、発生源はボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。人の健康影響については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。

【ね】

熱帯夜

ある地点で、その日の最低気温が 25℃を上回る夜のこと。

ネット・ゼロ化

年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロとすること

【は】

バイオマス (biomass)

生物(bio)の量(mass)のことであるが、再生可能な生物由来の有機物で化石資源を除いたものをいう。薪など木材、トウモロコシなどの農産物資源をはじめ、廃棄物系のバイオマスとして、紙、排泄物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などを指す。

バックキャスト

将来ビジョンをあらかじめ定義しておき、現在からその将来像に至る道筋を描く方法。

パートナーシップ (partnership)

関係者や関係機関等が連携・協力し、それによって創出される相乗効果により、単独では実現困難な目的を効果的に達成する仕組みや組織のこと。

パリ協定

2015 年にフランスのパリ郊外で開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で

採択された気候変動に関する国際条約。

【ひ】

ビオトープ (biotope)

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

微小粒子状物質 (PM2.5 : Particulate Matter)

従来から大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$) 以下の粒子を浮遊粒子状物質と定義して環境基準を定め対策を進めてきているが、そのなかで粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の小さなものを微小粒子状物質と呼ぶ。微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられ、ぜん息、気管支炎あるいはせき、ぜん鳴などの症状や動悸、呼吸数の増加、不整脈、心臓発作などの症状の原因とされている。

ヒートアイランド (heat island)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象のこと。

【ふ】

フードドライブ

家庭にある余剰食品を回収しフードバンク等を通じて支援を必要とする個人や団体に寄付する取組。

フードバンク

売り物にならなかった食品を集め、経済的な理由で食事に困っている人や団体などに無償で配布していく取組のこと。市場に流通させることができない余剰食品を蓄え分配することから、「食べ物の銀行」という意味で「フードバンク」と呼ばれている。食品関連企業の製品・流過程で生じる余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限もしくは消費期限内の商品等、安全上は問題がない商品が対象となっている。食に困る人々のみならず、余剰食品を出す食品関連企業にとっても、余剰食品の廃棄処分コストを削減できるメリットがあり、食品ロス対策の観点からも注目されている。

【み】

水循環

地球上の水は気圏、地圏、水圏に存在している。気圏では水蒸気、地圏では地表水や地下水など、水圏では海水などに形を変えるが、これらは孤立しているわけではなく、相互に流入、流出しており、この循環を水循環と言う。

緑のカーテン

日当たりのよい窓や壁につる性の植物等で覆うこと。強い日差しが遮られるとともに、植物の葉の蒸散により夏季における室内温度を下げる効果があることから、省エネルギーだけでなくヒートアイランド対策や地球温暖化の防止にも役立つ。

未利用エネルギー

河川水・下水等の温度差エネルギー(夏は大気よりも冷たく、冬は大気よりも暖かい水)や、工場等の排熱といった、今まで利用されていなかったエネルギーのこと。

ミレニアム開発目標 (MDGs)

2000年9月の国連ミレニアム総会で採択された開発目標。21世紀の国際社会の目標として採択され

た国連ミレニアム宣言などで示された国際開発目標を統合し、21 世紀に急速に解決が求められる課題が整理され、共通の枠組みとして提唱された。

18 の開発目標と 48 の指標から構成され、識字教育や感染症の問題などの切迫した諸問題について掲げてあり、その中で環境問題については環境の持続可能性の確保として、持続可能な原則を国家政策及びプログラムに盛りこむことや 2015 年までに安全な飲料水を継続的に利用できない人の割合を減少させる、2020 年までに少なくとも 1 億人のスラム住民の生活を大幅に改善させるといった点が挙げられている。

【も】

木質チップ (chip of wood)

間伐材や未利用材の木材を粉砕・加工して燃料に使用するもの。

木質ペレット (pellet of wood)

おがくずや木くず、製材廃材などの破砕物に圧力を加えて直径 6～8mm 程度の円筒状に成形固化して取り扱いや輸送性を高めた固形燃料のこと。

【や】

谷津田

台地に細長い谷が形成された谷津地形の低湿地に作られた水田。台地に供給された瞿水の浸透水によってかん養された地下水の自然の排水路として発達したもので、それらの谷や谷底には地下水が湧き出していることが多く、水の多い湿田となり、隣接する林地と合わせ、多様な動植物が生息・生育する豊かな生態系が保全されできた空間となっている。

【り】

リターナブル容器 (returnable vessel)

一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなどの繰り返し使用される容器のこと。小売店を通して回収された後、酒類・飲料・調味料メーカー等で洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。

緑地量

緑地には、都市公園・緑地・「ポートパーク」や「ふるさと農園」など公園に準じる公共施設・公共施設付属緑地・市民の森・市民緑地・チビッコ広場・緑地保全地区・風致地区・生産緑地・近郊緑地保全区域・河川区域・農用地・保安林・自然公園区域・保存樹林・工場等緑化協定及び緑地協定地区内の緑化地等を含む。

類型指定

水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国で類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に関する地域の土地利用状況や時間帯等に応じて指定していく方式となっている。

【わ】

ワーケーション

ワーケーションとは、仕事(Work)と休暇(Vacation)を組み合わせた欧米発の造語で、テレワーク等を活用し、普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うものである。(活動例:休暇、研修、オフサイトミーティング、地域交流、ローカルイノベーション創出等)。

ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。

【A】

AI (Artificial Intelligence)

人工知能のこと。人工知能(AI)という言葉が、初めて世に知られたのは 1956 年の国際学会と比較的新しい。人工知能(AI)は、大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。

【C】

CASBEE (Comprehensive Assessment System for Building Environment Efficiency)

建築物総合環境性能評価システム。省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減の側面、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上といった側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステム。

【E】

ESCO 事業 (Energy Service Company)

Energy Service Company の略称で、ビルや工場の省エネ化に必要な、「技術」「設備」「人材」「資金」などのすべてを包括的に提供するサービスのこと。

EV ステーション (Electric Vehicle)

低公害車に燃料や充電用の電気を供給するエコステーションの一種で、電気自動車に、駐車中に充電できるよう、非接触型コネクタやコンセントなどを備えている。

【I】

ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

IoT (Internet of Things)

IoT は「モノのインターネット」と呼ばれて、これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、IoT 機器とは、そうしたインターネットにつながるモノを指す。

ISO14001 (International Organization for Standardization)

国際標準化機構(ISO)が 1996 年に出した環境マネジメントシステム規格(その後、2004 年に改訂)で、ISO14000 シリーズの根幹をなすものである。品質システム規格(ISO9001)同様、PDCA サイクルをまわすことにより、継続的な環境負荷の低減、環境の改善を図ることを目指す。

【P】

PDCA サイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を意味し、この流れを次の計画に活かしていくプロセスのことをいう。

PRTR 法 (Pollutant Release and Transfer Register)

有害な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的に 1999 年に制定された法律。

【Z】

Z E B/ゼブ

事務所・店舗等における高効率設備の導入及び再生可能エネルギーの活用により年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなること。

Z E H/ゼッチ

net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、年間に消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家ということ。

【2】

2 R

3Rの中でも優先順位の高く、優先環境への負荷を低減する効果の高い、リデュース・リユースのこと

【3】

3 R

「ごみを出さない(リデュース:Reduce)」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う(リユース:Reuse)」「出たごみはリサイクルする(リサイクル:Recycle)」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。

【5】

5つの柱

本計画が目指す望ましい環境都市の姿の実現に向け、環境基本条例の施策の基本方針に基づき環境分野の視点から分野ごとに具体化した行動指針。

出 典

環境基本計画(環境省)、千葉県環境基本計画、千葉市環境白書、
千葉市自動車公害防止計画、千葉市水環境保全計画、
千葉市緑と水辺の基本計画、千葉市一般廃棄物処理基本計画他
環境省、総務省、厚生労働省、農林水産省、千葉市ホームページ